

## 令和元年第2回士別市議会定例会会議録（第2号）

令和元年6月18日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 3時08分散会

### 本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

### 出席議員（17名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	喜多武彦君
	5番	佐藤正君	6番	西川剛君
	7番	谷守君	8番	村上緑一君
	9番	渡辺英次君	10番	丹正臣君
	11番	国忠崇史君	12番	大西陽君
	13番	谷口隆徳君	14番	十河剛志君
	15番	山居忠彰君	16番	遠山昭二君
議長	17番	松ヶ平哲幸君		

### 出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長	中館佳嗣君	市民自治部長	法邑和浩君
健康福祉部長	田中寿幸君	経済部長	井出俊博君
建設水道部長	工藤博文君	朝日支所長	武田泰和君
教育委員会 教育委員 会長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部 部長	鴻野弘志君

病院 副院長 三好 信之 君 市立 病院 局長 加藤 浩美 君

農業 委員会 会長 飛世 薫 君 農業 委員会 局長 藪中 晃宏 君

監査 委員 吉田 博行 君 監査 事務局 局長 穴田 義文 君

事務局出席者

議会 事務局 局長 千葉 靖紀 君 議会 事務局 局長 岡崎 浩章 君

議会 事務局 副局長 前畑 美香 君 議会 事務局 主任 駒井 靖亮 君

(午前10時00分開議)

○議長（松ヶ平哲幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長（松ヶ平哲幸君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（千葉靖紀君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

---

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は10名であります。あらかじめ決定しております順序に従い順次質問を許します。

5番 佐藤 正議員。

○5番（佐藤 正君）（登壇） おはようございます。

令和元年の最初の質問をさせていただきます。

第2回定例会の通告に従いまして駅前再整備と（仮称）まちなか交流プラザについて質問をさせていただきます。

過去、何人もの議員が駅前再整備について質問、提言をしてきました。市としてもまだ方針が定まっていないように思います。平成26年第4回定例会の井上議員の答弁で、公共交通の結節点としてのバス待合室スペースのほか、コンビニなどの店舗スペース、小規模多目的スペースを設置する考えでありますという答弁でありました。

また、平成27年第3回定例会の国忠議員への答弁では、さまざまな意見があることを踏まえ、本市の玄関口である駅前空間のあるべき姿はどうか、どういう施設や整備が必要なのか、いま一度立ちどまって再構築も含めて検討してまいりますという答弁でありました。

平成28年には、駅前再整備に伴う利用者アンケートでは、駅前に必要なものはとの問いに、コンビニエンスストア、人が集えるカフェ、バスの待合所と券売所、農産物等の直売所、観光案内、駐車場、公園などとなっております。駅前ビルが解体された当時は、その跡地にお客様を呼び込めるような複合施設、にぎわいを取り戻そうとさまざまな提案もされ、商工会議所、地域の振興会、観光協会とも話し合いが持たれたことと思います。

以前は駅前を拠点として多くの市民が利用している生涯学習情報センターや丸武児童公園をつなぎ、ふれあい館に至る動線を設定し、中心商店街へと連動するにぎわいをつくり出す計画もされていたこともあったと思います。駅前再整備から（仮称）まちなか交流プラザに軸足を移したと感じますが、御見解をお伺いします。

その間、駅前の南大通り、停車場通りは疲弊し、お店屋さんも撤退し人口も減って昔の面影もありません。知らない土地に行ったときはまず駅に寄り、そのまちの旧跡、名所を探し観光することができました。必ず駅にはそのまちの観光パンフレットが置いてありました。今の士別駅には観光パンフレットも置いてありません。駅舎横に観光マップの掲示板があるのみです。駅前というのはそのまちの顔ですから印象が大切です。今、駅前に立つと何もない。バス停とシラカバが2本生い茂っているだけです。JR駅舎改修に伴って駅前広場につくる予定だった多目的スペースやコンビニなども駅舎に入ることも想定されますが、都市計画マスタープランでは、JR士別駅前の市が所有する土地については来訪者をもてなす花壇などの景観整備、まちなかを散歩する人の休憩スペースなどの役割を担う整備を検討しますとなっております、その考えは今も変わりありませんか。

駅前には重要な施設がたくさんあります。生涯学習情報センターいぶき、丸武児童公園、いきいき健康センター、ぷらっと、あすなる公園、これらを結んで（仮称）まちなか交流プラザまでにぎわいをつくり出す場になると思います。例えば駅前でバスをおり、いきいき健康センターに寄って東5丁目（仮称）まちなか交流プラザに寄って帰るこの動線ができるのか。徒歩でも移動できる距離です。こういう人の動きができなければ大きなにぎわいをつくり出すことができないと思います。今の大通り筋は空き店舗が目立ち、食料品店はコンビニを除いてありません。（仮称）まちなか交流プラザでにぎわいを取り戻すには、駅の公共交通の結節点は欠かせないものと思いますが、いかがでしょうか。

駅を中心としたコンパクトなまちづくりを目指し、まちなかにぎわい拠点の位置づけとして都市計画なども作成されていると思います。市の御見解をお伺いしてこの質問を終わりたいと思います。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

佐藤議員の御質問にお答えいたします。

今年度からスタートした士別市都市計画マスタープランでは、気軽に出かけ、多世代が交流できるまちなかづくりを目指し、（仮称）まちなか交流プラザの整備やJR士別駅周辺の交通結節機能の強化を個別方針の一つとしたところです。

この方針に基づき、駅前広場の整備については引き続きJR北海道を初めバスやハイヤー事業者、商工会議所などと協議を行いながら、交通の結節点として利用者の利便性向上や駅舎との段差を解消するバリアフリー化を目指すなど、JR士別駅舎とあわせ、改修計画の策定を進めてまいります。

次に、まちなかの動線づくりについてです。

現在、暮らしやすく、人の顔が見えるまちなかの空間づくりに向け、庁内関係部署の担当者による合同会議を定期的で開催しながら、士別市まちなか未来計画を策定中です。この計画では、士別駅舎や（仮称）まちなか交流プラザ、いきいき健康センター、生涯学習情報センタ

一いぶきなどを有機的に一体整備し周遊性を高めることで地域に集いやにぎわいを創出することを目指しています。

また、議員お話のとおり、子供から高齢者までの全ての人が周遊できる交通体系を構築しながら、徒歩や自転車でも気軽に訪れることができ、一定時間を快適に過ごすことができるまちなかの空間形成を図っていくもので、今後も計画策定に向けて議論を深めていきます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 佐藤議員。

○5番（佐藤 正君） 今、答弁いただいたんですけども、駅前の再整備は今後ともJR駅舎との関係もあり、引き続き協議してまいりますという答弁だったと思うんですけども、駅前再整備は都市計画の中でも書かれていたんですけども、花壇などの景観整備、散歩する人の休憩スペースなども検討しますということで都市計画の中で位置づけられていると思うんですけども、その点についてはどうお考えなのか教えてください。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

今、市長から御答弁申し上げましたとおり、まちなか未来計画、これは立地適正化、都市計画と地域交通網計画、これを一体的に整備する中で、それを面的にどういうふう有機的につなげていくかという観点からの計画であります。

今、議員から御提言ありましたとおり、例えばこれをどういうふう有機的に結びつけていくかという点で考えますと、例えばまちなかの施設と施設の間をまち並みとして一体感を保てるような整備というのができないか。それは例えば街路であったり、もしかすると歩道をどういうふうな形で接続していくかということもあるかもしれません。こういった部分を今総合的に検討を進めているところでして、こういう一体的な整備をする中で、駅舎、駅前の再整備についても今の御提言の趣旨も反映していくような中でさらに検討を進めていきたいという考えでございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 佐藤議員。

○5番（佐藤 正君） まだ具体的には決まっていないということで、今後さらに検討を進めていくということ、そういう理解でいいんですね。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 今後のスケジュールにつきましては、令和2年度については設計に着手していくという計画にさせていただきます。そういう意味では今年度、まちなか未来計画の整備実施、その中で駅舎の方向性も固めた中で来年度設計、その後には具体的な改修に着手という運びで取り進める考えでございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 佐藤議員から再々質問までいただいたところでありますけれども、もう既に議会でも何度か議員の皆様方の御質問をいただいて私どものほうから答弁申し上げているのでありますが、合併特例債の活用の期限が実は5年間延長させていただくことになりました。ですから例えば駅舎の改修にいたしましても合併特例債を活用して駅舎改修を行う、これはもちろんJRと協議した中でありますから、そうなりますと当初の予定では2020年ということであったのでありますが、国が私どもの要望に応じていただいて、土別のみならず全国的にこういう自治体が多数あるものでありますから、5年間延長していただくと、2025年までと、こうなった次第であります。

ということで、まずは工事をおぼせない、工事の平準化も行っていくということで、もう既に議会の皆様方にもお話ししているとおり、議員の皆様からの御提言もいただいて、まずはまちなか交流プラザをしっかりと2020年度末をもって完成させる。それと並行しながらJRと協議もし、今JRの経営問題でも出ているわけでありますから、十二分に協議をし、駅舎をどうしていくのか、あわせて駅前広場の整備も含めて、先ほど議員から提言のありました、お年寄りから子供たちみんなが周遊できるような、そういうまち並み景観をつくっていくということでもありますので、もちろん駅舎の改修、そしてまた駅前広場の整備、そういったものもしっかりと計画の中で位置づけて行っていくということで先ほど答弁申し上げましたので、そういった形で理解をいただきたいと思えます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 佐藤議員。

○5番（佐藤 正君）（登壇） 次に、街路樹と公園についての質問をいたします。

歩道につくられている植え込みには街路樹が植えられ、季節感や景観のある自然環境が市民に安らぎと潤いを与えてくれると思えます。緑によるまちづくりにおいて大切なのは、緑を広めることはもちろんのこと、適切に維持管理することが大切です。枯れた街路樹がそのまま放置されていたり、雑草が生い茂っていたり、この春先に特に目につくものです。国道の商店街の植え込みにはいろんな花が植えられ、歩いていても目と心が潤います。商店街の人たちが植え込みを耕し、肥料をやって植えているのではないのでしょうか。5月には花いっぱい運動で全市の自治会で自治会ごとに花壇に花を植えました。

緑の基本計画のアンケート調査でも、緑を増やすことだけではなく、現状の緑をしっかりと維持管理することが重要であり、街路樹と公園内や道路脇などの草取りについても多くの意見が寄せられています。手入れが行き届いていない状況で、街路樹においては伸びた枝が車道、歩道に大きくはみ出し、信号が見えづらいことや秋には落ち葉が道路に堆積していることで美観を損ねているという意見もあります。街路樹には成長の早いものもあり、適切な剪定が必要だと思えます。西1丁目の第3網走留萌線踏切は街路樹が大きく成長し、JR踏切の警報ランプが見えなく危険であるとの駅長さんの指摘もあり、剪定か伐採が必要だと思えます。街路樹が植わっていない植え込みには花の苗を地域住民に配付して管理をお願いするとか、計画的に市内を花いっぱい運動できれいなまちづくりを進めたいものです。路線ごとに統一された樹木

は景観もよく、まち並みもきれいに見えるものです。

さて、市内の公園を見ますと草が生い茂っている公園も見かけます。特に少子化で子供たちの利用が少ないところでは荒れている感じがします。柵がかびていたり囲いがなかったり、緑地とか公園は地域の人たちの憩いの場としても利用され、災害時の避難場所としても利用されます。緑地や公園は冬の雪捨て場になっており、春先は遊具の損傷や囲いの破損など、子供たちが安心して遊べるよう遊具の点検、整備が必要だと思います。ふれあいの道公園は早朝は高齢者の散歩やウォーキング、日中は保育所・幼稚園の園児たちの散歩する人々でにぎわっています。時折々の花々を楽しみながら、ところどころにモニュメントが配置され、北3丁目から東16丁目まで南北に長く飽きさせない配慮がされ、足にも負担のかからない歩きやすい道になっております。現状では1丁ごとに車道におりてまた公園の中の道に戻るということが必要です。子供の飛び出しも考えられますので、車道におりなくても真っすぐ通れるように縁石を低くし通ることができれば事故の危険もなく安心して歩くことができるのではないのでしょうか。特に高齢者や障害者は段差が苦手です。車椅子でも通れるような段差の解消をしてほしいと思います。ふれあいの道公園は信号も2カ所しかなく、車の通りも多く、ほぼ直線で見通しもよく、車のスピードも出ます。車道に出るのは危険だと思います。

今後とも、安全な公園管理や街路樹の維持管理に市民の声も聞きながら進めていただくことをお願いして、この質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 工藤建設水道部長。

○建設水道部長（工藤博文君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、街路樹の維持管理についてです。

平成29年第3回定例会において遠山議員の御質問にお答えしておりますとおり、街路11路線、国道及び道道を含め13路線に9種類の樹木を植樹しており、四季を楽しんでいただける景観となっているところです。

街路樹の維持管理は、月2回のパトロールを行い、枝折れや落ち葉、樹木の成長に伴う電線への接触、信号標識の視認性の確保や通行の支障の有無、倒木の危険性などを調査し、その結果とあわせて市民からの相談や要請に応じ、必要な剪定や伐採を行っています。

また、通行の支障になる枝については即時対応し、降雪期間に折れた枝などの処理は雪解け後に行い、落ち葉などの清掃を春と秋で2回、道路の雑草処理及び公園の草刈りを4月中旬から11月末までの期間に4回、植え込みは草取りを2回実施し、緑の景観を保つよう努めています。

街路樹は視線誘導効果や車両から歩行者及び建物などを保護することと、温室効果ガスの削減など、その役割を維持するため毎年枯損木の植えかえと補植を行っており、現在街路樹がない植え込みも計画的に補植を行う予定になっています。

次に、ふれあいの道公園の段差解消についてです。

ふれあいの道公園は、都市計画街路東広通の中央分離帯を有効活用することを目的に道営水

環境整備事業により設置されたものです。議員からお話がありました真つすぐ通れるよう縁石を低くすることについては、28年7月28日、東山自治会館で議会報告会が開催され、地域から同様の要望が出されていたため、北海道旭川方面公安委員会へ相談を行った経緯があり、交通量が少なく、信号機を設置しない交差点であること、交差点内で車両がふくそうすること、遊歩道敷地幅が狭く、中央に横断歩道を設置した場合に車両及び歩行者双方に危険が伴うことから歩行者の交差点内横断を認めることはできないと判断が示され、建設水道部から議会事務局へ報告をしております。現段階においてもその考え方に変わりがないことから、ふれあいの道公園の交差点を直進して横断するための整備は困難だと考えています。

街路の緑を保全し、潤いのある生活や安全に利用できる公園、安心して通行できる道路の維持など、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 佐藤議員。

○5番（佐藤 正君） 公安委員会で認められないという今の答弁でありましたけれども、私は一旦車道に出るほうが危険だと思います。引き続き公安委員会とも話をさせていただき、解決の方向に導いていってほしいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 12番 大西 陽議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） おはようございます。

初日、市長からの行政報告にありましたように、ことしは5月、6月の降水量が極端に少なく推移をしております。農作物の影響が今心配をされているところでもあります。今後の天候に期待しながら、ことしこそ農業者の皆さんが努力したことが報われる年になってほしいと思う次第でございます。

それでは、質問に入ります。

最初に、財政健全化の取り組みについてであります。

本市の財政運営の指針となる士別市行財政運営戦略については、昨年基本的な考え方を伺っており、さらには同僚議員からも同趣旨のお尋ねがありましたので少し重なるところがありますが、大事なことでありますので今議会では運営戦略の具体的な取り組みについて質問したいと思います。

本市の財政状況の概要を申し上げます。人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる影響もあって、自主財源の柱である市税が減少傾向にある中で、地方交付税も合併特例加算の段階的縮減などにより、平成25年度以降対前年度を下回っている状況にあることから、今後においても一般財源の確保が一層厳しさを増すことを想定しなければなりません。

一方、歳出では、市民生活の向上や地域産業の活性化などの行政課題への対応や社会資本整備に伴う地方債の償還及び公共施設等の維持管理費などの経常的な経費の増加が見込まれます。

ここで改めて平成29年度の決算を振り返ってみますと、市税と地方交付税が前年より減少し



たことも要因とはなっていますが、経常収支比率が99.4%となっていることから財政構造の弾力性を失いつつあり、その原因を把握しながら引き続き経常的経費の抑制に努めていくことが課題となっております。実質収支は1,392万円の黒字となりましたが、財政調整基金3億4,000万円を取り崩しての結果であることから財政状況は極めて厳しい環境にあります。

2018年3月には、地域力を高め、地域力で進めるまちづくりを基本理念とした士別市行財政運営戦略及び具体的な取り組みを示した実施計画の策定を行って、まちづくり総合計画を着実に実行するために、これまでの士別市行財政改革大綱と士別市財政運営方針をさらに前進させるための取り組みを進めています。財政運営の基本姿勢は、人に優しく、ぬくもりのあることが重要であり、市民が真に求めていることを的確に把握することが大切あります。限られた財源の中で最大の効果を得るためには、徹底して無駄を省き、かかわっている全ての人が知恵を出して、この運営戦略を確実に実践していくことが強く求められます。

そこで、行財政運営戦略の財政健全化の取り組みとして、歳入確保の主な取り組みで5項目、歳出改革で12項目の具体的な取り組み方針を示しておりますが、それぞれの実施状況について伺って、この質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 大西議員の御質問にお答えいたします。

まず私から財政健全化の取り組みの考え方と士別市行財政運営戦略における取り組みの主な項目の実施状況について答弁申し上げます、そのほかの各種取り組み項目については副市長から答弁申し上げます。

まちづくり総合計画の初年度となる平成30年度は5月末をもって出納を閉鎖したところであり、現時点における決算の見込みは、財政調整基金を3億円取り崩した上で繰越財源を除いた実質収支は約1,100万円となりました。決算における財政調整基金の取り崩しは、昨年引き続き2年連続となりましたが、市民税や特別交付税が予算を上回ったことや一定の不用額が確保できたことなどにより、まちづくり総合計画の財政見通し時点での取り崩し見込み額と比べ、1億2,000万円程度の縮減を図ることができました。これにより財政調整基金の5月末時点での残高は約11億5,000万円となる見込みです。

国の月例経済報告によると、景気は緩やかに回復しているものの、通商問題の動向や中国経済の減速など不安定な情勢から景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。地方を取り巻く厳しい経済情勢は続くものと予想されるとともに、労務単価の上昇や高どまりしている燃料費などの影響により固定的な経費である経常経費が増嵩する状況が続いています。こうした状況のもと、まずはみずからがしっかりとコスト意識を持ちつつ、改善、改革の視点で臨み、財政健全化の取り組みに着手していかねばならないものと考えております。

そうしたことから、さきの第1回定例会大綱質疑で申し上げたとおり、人口減が進む中、広大な行政面積を持つ本市において、しっかりと市民サービスを確保する視点に立ちつつ、何としても行財政改革と体質改善に向けた行財政運営戦略の取り組みを断行していく所存です。

次に、行財政運営戦略の主な取り組み状況についてです。

まず歳入確保に関する取り組みですが、地方創生の推進による地域の活性化については、企業誘致に向けて、自動車やIT関連企業を中心に、自動車走行試験研究などの提案活動を実施しているほか、ストック財産の利活用による新たな企業誘致策である特定遊休財産として、旧中多寄小学校など建物4件、土地6筆を5月30日から7月1日までの1カ月間の公募を開始しています。

また、地域未来投資促進法に基づく士別市基本計画に関連して新たに設立された畜産事業者が西士別町における養豚事業を実施することに際し、豚舎、堆肥場の建設を開始するほか、サフォーク綿羊の飼養において新規法人の参入が決定したところです。

なお、これらに関連する補正予算については本定例会最終日に提案する予定です。

また、地方創生の強化を図るため新設した創生戦略課では、新総合戦略の策定や移住ナビゲスクの設置、交流人口の拡大に向けた取り組みに着手しているところです。

次に、歳出改革の取り組みです。

スクラップ・アンド・ビルド、行政評価制度などによる事業選定については、事業アセスメントサイクルの実施に向けた取り組みを進めているところです。事業アセスメントサイクルは、限りある財源を有効に活用するため、事務事業の最適化を図り、改善の観点から確実な見直しを行い、予算に反映させる仕組みです。現時点では事務事業を所管する担当課みずからの事業選定と総務部において選定した事務事業について所管課の意見を集約し、今後ヒアリングを経て、7月中を目途に対象事業を決定し、来年度予算に向けた調整を実施していく予定です。

職員数の適正化、機構改革による人件費の抑制については、行財政運営戦略実施計画に掲げた、令和8年4月1日に326人とする考え方を基本に職員数管理に引き続き努めてまいります。

組織体制及び機構改革については、人材育成と組織力の強化、市民サービスの向上を目指し、昨年度実施したスタッフ制から係制への見直しに加え、4月に機構改革を実施したところです。

また、働き方改革に向けた取り組みとも連動させ、時間外勤務縮減プログラムにおいて、対前年度比で約3割の削減を目標とし、会議改革ルールなどについても引き続き実施しており、業務プロセスの改善とあわせた総人件費の縮減を図っていく考えです。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） 私からは行財政運営戦略のその他の取り組み項目についてお答えいたします。

まず、歳入確保に関する取り組みです。

受益者負担に基づく適正な使用料、手数料の設定については、平成27年度に設定した使用料・手数料見直しに関する基本方針に基づき、受益者負担の公平性を確保するため、来年度4月の施行に向けて第3回定例会における改正条例案の提出を目指し、準備を進めているところです。

また、第1回定例会で議決いただいた家庭ごみ有料化については、10月1日からの円滑な実施に向けて、地域政策懇談会などでその内容について市民周知を図っているところです。

ふるさと応援寄附金制度の活用については、昨年度からインターネットの活用を拡大し、さらなる利用者の利便性の強化を図り、寄附金の増加につながっているところですが、引き続き制度にのっとりふるさと納税制度の健全な運用に努めてまいります。

未利用財産の積極的な売却、貸し付けの実施については、計画的な宅地の公売を進めており、今年度においても公売に向けた旧教職員住宅の解体を実施する予定です。

また、高値での取引が見込まれる立木については、旭川市で開催される銘木市に出品することで約740万円、インターネットオークションの活用による公用車の売却で7件、約110万円の収入を確保いたしました。

基金の効率的で確実な運用については、大西議員からの御提言により債券による運用を実施しているところですが、今年度においては約650万円の運用益を確保できる見込みとなっております。

次に、歳出改革の各種取り組みです。

財政状況の見える化については、今年度においてもわかりやすい予算書や予算査定の結果、統一的な基準による財務書類の公表など、ホームページや広報を活用し実施してまいります。

公共施設マネジメント基本計画に基づく公共施設の最適化と維持管理費の削減については、まちづくり総合計画に基づき、普通財産の計画的な解体とサービスのあり方を検討するべきとした行政財産について検討を進め、総合計画期間における延べ床面積8%の削減を目指します。

普通財産の解体については、まちづくり総合計画にのっとり、旧つくも青少年の家の解体工事を予定どおり発注したところですが、旧ほくと児童館及び福祉会館については、新庁舎建設に関連し一時移転先となったことから予定を変更し、今後において解体時期を検討いたします。

また、公共施設予防保全型管理マニュアルに基づく定期的な点検など、さらには公共施設再編ガイドラインによる施設の最適化については引き続き実施をしまっているものです。積極的な民間委託、指定管理制度による民間活力の活用については、今後において指定管理者制度による運営管理に向けた検討、協議を具体的に進めてまいります。

第三セクターの抜本的経営改革の実施、事業整理の検討については国の通知に基づき、対象法人となった士別市農畜産物加工株式会社の経営健全化方針を策定し、今後における法人の経営健全化に向けての具体的な対応策を明示し公表しました。今後については、同法人の経営状況、採算性、将来見通しなどをしっかりと評価しつつ、経営健全化の方針の進捗を管理してまいります。

公営企業の繰り出しルールの明確化については、人口の減少や設備の老朽化などにより経営環境が悪化する中、経営戦略にのっとり経営健全化に向けた取り組みを進める一方で、さらなる財務マネジメントを強化していくため、公共下水道事業において地方公営企業法全部適用に向けた調査・研究を実施しているところです。

補助金、負担金などの見直しについては、現在補助金適正化ガイドラインの策定作業を進めているところです。具体的には公益性や必要性、自主性など基本的な7つの視点やサンセット方式の導入など補助金の適正化に向けた基準を策定し、新年度予算に反映させていく考えです。

施設管理の集約化、包括発注による調達、多様な入札方式の導入による効率化については、スケールメリットを生かした事務事業や調達の効率化を目指し、調査・研究に当たっているところです。

最後に、暮らしやすく機能的なまちづくりと地域公共交通の構築です。

昨年度、立地適正化計画や地域公共交通網形成計画を策定したところですが、今年度はまちなか未来計画の策定を進めており、駅前広場やJR土別駅舎改修、まちづくり土別株式会社が進める（仮称）まちなか交流プラザなどを見据え、しっかりと連携し将来のあるべき姿や魅力あるまちづくりを進めてまいります。

以上、申し上げた取り組みを総合的に進める中で、基本方針である健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 1点確認をさせていただきたいんですが、戦略の中で財政収支見通しを示しておられます。そこで当然これらの今答弁をいただきました歳入確保あるいは歳出抑制について、それぞれの項目で数値目標を立てているんだと思います。この数値目標をどこの組織でというか、どの部署で共有されているのか、ちょっと確認をさせていただきたい。

○議長（松ヶ平哲幸君） 丸財政課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

財政収支見通しにつきましては、さまざまな目標数値とありますがございまして、財政の部分でいえば、当然これまでも御説明しています健全化判断比率ですとか、お話にありました経常収支比率、そういった部分も視野に入れて、決算時に確認をしつつ、それに向けた財政運営をしていくという形で、こういった部分については財政課のほうで所管して判断をしております。

また、他の事業につきましては、まちづくり総合計画に基づく事業についての財政見通しということになりますので、そういった部分につきましても、それぞれ所管する事業における数値目標、そういった部分に関連してそれに従った中での事業展開をしていくような形になるということで考えております。

以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 質問の仕方が悪かったかもしれませんが、私が質問するのは、例えば歳入確保、歳出改革、それぞれの項目について、例えばふるさと応援寄附金はどの程度将来見込んでいるのかとか、あるいは歳出改革の中では職員数の適正化等々によってどの程度

経費が削減できるのかということの数値目標を立てて、例えば推進体制の中で副市長が会長になっている行財政改革推進会議の中で反映をして、公表しろとは言っていません。反映をして、それをメンバーの中で共有しているのかどうかということを確認したいということです。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 再々質問にお答えいたします。

今のお話にありましたとおり、財政課長が言いました、各担当課でまずはそれぞれの目標を掲げて業務を行っているわけでございますから、そこで確認をいたしまして、行財政運営推進会議、この中でも確認し、最終的には全庁的ということの確認をし、そこそこの部署の事業は相対的な評価の中で市政全体に反映されるということになりますので、これは庁議の中でしっかり行うという考えであります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） 次に、仮称ではありますが、まちなか交流プラザについてお問い合わせをしたいと思います。

先ほど佐藤議員からこの施設の位置づけについて質問がございました。私からは少し内容についての質問をいたしたいと思います。

まちなか交流プラザは中心市街地の活性化とまちなかのにぎわい創出及び地域情報の発信を目的として国道40号線と239号線の交差点に面した士別市中心部に建設を予定しております。本市では初めてとなる民設民営による第三セクターによって運営を担い、まちづくり士別株式会社が平成31年3月5日に設立をされ、この会社に対する士別市の出資金が平成31年市議会第1回定例会において議決をされております。

以降、現在建設に向けて進められております。基本計画の概要によりますと、羊のまち士別の再構築により、未来につなぐ士別ブランドの確立と発信拠点の創出を基本方針に具体的な戦略として市民が誇れる士別ブランドの創出、中心市街地の価値を高める起爆剤と人を送るハブ機能、地域の食体験をつなぎ届ける着地型観光の拠点、窓口、持続的な運営と稼ぐ仕組みづくりの4つを掲げております。

施設の機能としては、特産品の販売、いわゆるアンテナショップなどの特産品販売機能、士別産食材を中心としたカフェなどの飲食機能、イベントスペースの確保とスポーツ合宿や自動車試験研究などのPRなどの交流機能、士別ブランドの魅力や観光施設、イベント等の情報発信窓口などの情報発信、窓口機能、利用者の利便性に配慮した交通拠点とする交通結節機能を有する施設としております。

この施設が既存の中心市街地、観光施設、合宿、ビジネスをつなぐ発信拠点としての役割を果たすことにより、本市の経済、産業の活性化につながることを期待をされている一方で、現在のさまざまな環境を考えると、このまちなか交流プラザが将来にわたって計画のとおりその目的を果たしていけるのか、心配や不安に思っている市民は少なくありません。今後運営を担うまちづくり士別株式会社が綿密な計画をもとに目的達成のため経営努力を続けていくと思

いますが、士別市として人的及び物的支援を含め、どのようにかかわっていくのか、市の役割をどのように捉えているのか、考え方を具体的にお聞かせいただきたいと思ひます。 (降壇)

○議長 (松ヶ平哲幸君) 井出経済部長。

○経済部長 (井出俊博君) (登壇) ただいまの御質問にお答えします。

大西議員お話しのとおり、本年3月5日に設立されましたまちづくり士別株式会社は現在新たなまちなかプロジェクトを立ち上げ、(仮称)まちなか交流プラザ基本計画をもとに、施設の機能や規模、持続的な運営方法など、中心市街地の活性化と地域情報の発信及びまちなかのにぎわい創出の仕組みづくりについて精力的に検討を進めているところです。

そこで、まちなか交流プラザにおける市としてのかかわりと役割についてです。

まず、物的支援としては、(仮称)まちなか交流プラザは公共的な設備を兼ね備えた施設であることから、公共に係る管理運営を担っていくことが大きな役割となります。具体的に申し上げますと、観光イベントや1市3町着地型観光の取り組みなどを周知する窓口機能を設け、広域エリアの拠点として、観光を中心とした情報発信を行うインフォメーション機能や市外からの観光客だけではなく、市民にとっても気軽に集える施設として市民の憩いの場や公共交通の結節点機能としてバスの待合所などが挙げられ、その管理運営に係る経費は市の負担としたところです。

次に、人的支援として、まちづくり会社には商工会議所、サフォークスタンプ協同組合、中心商店街振興組合、士別市がそれぞれ出資をし設立した経緯から、本市からも取締役として会社の経営や運営イベントの企画などに参画することとなります。

また、当施設に市の職員を配置、常駐させることで情報発信、窓口機能として観光協会と連携強化が図られるとともに、観光情報のPRや観光行政をより一層取り組んでいくことが可能になると考えているところです。

大西議員お話し(仮称)まちなか交流プラザが将来にわたってその目的を果たしていけるのかの御指摘についてであります。社長である商工会議所鈴木会頭を筆頭に取締役全員と外部から招聘した委員のほか、市の担当者が将来的に持続可能な運営を目指して、まちなかプロジェクトを月2回以上のペースで精力的に協議を行っているところではあります。今後において議会を含め市民の皆様に協議してきた内容について報告することを検討しているところです。

市としましては、中心市街地の活性化、にぎわいづくり、魅力がある施設となるよう鋭意努力してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。 (降壇)

○議長 (松ヶ平哲幸君) 大西議員。

○12番 (大西 陽君) 人的支援の一環として職員の常駐を考えているということですが、人数あるいはどういう役割を果たすのか、具体的にもう一回お聞かせいただきたいと思ひます。

○議長 (松ヶ平哲幸君) 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） 再質問にお答えします。

今人数は定まっているわけではございませんが、おおむね3名程度かなとは考えております。この3名につきましては先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、観光それからそういった行政に携わっていただけるような職員の配置という考え方で、窓口機能ですとかそういったところ、観光行政を強化していくという中身の役割と考えているところです。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） これは常駐ということなんですけれども、まちづくり士別株式会社に派遣をするという意味ではなくて、この施設に市の機能として常駐させるということなんですうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） お答えいたします。今、大西議員の言われたとおり、派遣をするということではなくて、役所の機能としての役割をそこで担っていただくという考え方でおります。以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） 3番目の質問は、市立病院の経営概況と医師就業支度金貸付条例について伺います。

市立病院の平成25年度以降経営状況の推移は、入院患者数は25年度が4万440人でありました。26年度が3万9,794人、27年度が3万8,087人と徐々に減少傾向にありましたが、28年度に4万273人、29年度は4万2,187人、30年度が4万2,089人と前年度よりは98人減少となったものの28年度以降は増加傾向にあります。この要因は、平成27年11月に病院改革プランに基づき、地域の医療ニーズに応えるために療養病床を88床に増やすことで長期入院体制の充実を図ったことによるものと言えます。収益的収支はいずれも税抜きではありますが、25年度が3,048万5,000円の純損失、26年度が1,188万3,000円の純損失、27年度には2,862万5,000円の純利益、28年度が1,129万3,000円の純利益、29年度が1億5,218万6,000円の純利益、30年度も1億5,000万円程度の純利益を確保できることになっております。

一方、地方交付税算入額を除いた実質的な一般会計繰入金は25年度が10億3,300万円、26年度が8億5,000万円、27年度が8億4,700万円、28年度が7億9,500万円、29年度が7億3,600万円、30年度は6億5,000万円を見込んでいて、25年との比較では3億8,300万円減少させております。このことは病院改革プランに沿って長島院長を先頭に病院スタッフが一丸となって経営努力を重ねた結果と言えます。

しかし、将来にわたって市立病院を存続させていくためにはさまざまな課題がございます。特に、常勤医師の確保は解決しなければならない喫緊の課題ではないでしょうか。平成25年は常勤医師が15人でしたが、現在は8人。半減をしており、今後も当直勤務や休日緊急外来の対応などを含めた診療体制に支障があると思われまますので、この対策が急がれます。

さらに、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するために、北海道が示した地域医療のビジョンの具体的な内容の検討も重要課題として、この地域の医療機関とそのあり方について協議を進めることも重要だと思います。

そこで、本年度5月末の経営概況についてお伺いをいたします。

まず入院、外来それぞれの患者数と前年同月の比較、さらに収益的収入と支出の予算額に対する進捗状況と前年同月との比較、さらに4月に施行された医師就業支度金貸付条例に基づく具体的な取り組みについてお聞かせいただきたいと思います。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 加藤市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（加藤浩美君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、本年度5月末までの患者数の状況についてであります。

入院患者数については1日平均109.5人で前年度同期と比較して10.1人、8.7%の減となり、予算で見込んだ115人を下回っています。

外来患者数は1日平均441.4人で前年度同期と比較し14.6人、3.2%の減となり、予算で見込んだ445人をわずかに下回っています。

収益的収支の状況については、前年度は例年度と比べ4月、5月の入院患者が多い状況での比較となりますが、5月末見込みで入院患者数の減、循環器内科常勤医の退職などに伴う診療単価の減少もあり、入院収益で3,100万円の減、外来収益は診療単価の増加もあり、約200万円の増となっています。

一方、費用については診療材料費の減少などから約450万円の減となりましたが、収支差引きでは2,500万円ほど収支が悪化しています。ただ、当初予算との比較においては入院、外来の医業収益は予算計上額をほぼ確保できており、費用についても予算計上額の範囲内にありますので、今のところ収支均衡が図られている現状にあります。

しかしながら、医師の働き方改革などへの対応や、常勤医師の減に伴う出張医経費の増が見込まれる中、入院、外来患者数の変動状況が不明確であり、現時点で年度末の見込みを立てることは困難ではありますが、現状の患者数の状況を考慮すると、平成29年度、30年度のように1億円を超えるような純利益が発生するような状況にはないもので、今後も患者確保、効率的な経営に努めなければならないと考えています。

次に、医師就業支度金貸付条例に基づく取り組みについてであります。

現在病院では8名の常勤医師と2名の非常勤医師、合わせて10名体制で診療を行っていますが、外来診療や当直、病棟当番など多くの出張医で業務をカバーしている状況にあります。こうした状況から、一人でも多くの常勤医師を確保することが病院にとって最大の課題となっています。

そこで、本年4月施行の医師就業支度金貸付制度であります。当院に常勤医として勤務しようとする医師を対象に就業支度金を500万円限度に貸し付けを行うもので、3年間常勤医師として業務に従事することにより償還が免除となります。対象者は一定程度限定されており、



医師免許取得後15年を超えるもの、士別市立病院医師修学等資金の貸し付けを受けた者、大学医局等から派遣される者、有料職業紹介業者を介して採用される者などは対象外となっています。

制度の趣旨としては、医師の個別勧誘に当たり、転職を考えている医師に当院に興味を持ってもらう、興味を持っていただいたものの、なかなか意思が定まらないような場合の後押しとして活用を図ろうとするものであります。現在1名の本州在住の医師から当院での勤務に前向きな回答を得ており、制度活用第1号となる可能性があるところです。

医師の地域偏在が叫ばれる中、新臨床研修制度開始以降、大学医局の医師数が激減したほか、新専門医制度が開始され、専門医となるには大規模な病院で多くの臨床経験が必要となることから、地方の医療機関にとって医師を確保することはますます困難な状況となっています。こうした状況から、本制度の活用を含め、一人でも多くの常勤医師が確保できるよう今後もさまざまな手段を講じてまいりたいと考えています。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 現行の改革プランは2020年が計画満了です。いわゆる令和2年です。途中の見直しを含めて、それ以降の経営計画の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 三好病院事業副管理者。

○病院事業副管理者（三好信之君） 現在の病院改革プランですけれども、平成29年度から4年間の計画ということで、当初の平成でいうと32年度、令和2年までのプランを策定して、プランというのはいわゆる病院の基本的な運営方針、それと財政計画が中心になるわけですけれども、当時の方針として大きく掲げたのは、長期入院体制を充実する、それと在宅医療を充実する、それと名寄市立病院との連携を大きく図っていくという3本の柱を立てて、それに取り組んだ結果が先ほど議員がおっしゃられたように入院患者が増、それとこの2年間は一般会計からの繰入金金の減という一定の成果が出ていると考えておりますけれども、今後の上川北部、いわゆる日本全体の患者の動向を考えていくと、2025年度までは一定程度病院にかかる高齢者の数も増えると思うんですけれども、それ以降は確実に人口というのは減っていくことになります。そうした中で国はますます医療費の削減政策とかそういったものをもって進めていくと。そういうような厳しい情勢が目に見えておりますので、当然、改革プラン、令和2年度までの計画ですけれども、既に先を見据えた中で計画の策定の見直しの準備を進めていきたいと考えています。

ただ、今までと違って一つ問題になってくるのが、今までは士別の市立病院単体でその経営をどうするかということでよかったんですけれども、上川北部の地域医療、道が進める地域医療構想、いわゆるこの圏域全体でベッド数をどれだけにしていくのかと、患者の需要をそれだけにしていくのかということ国の方針として今検討していています。現実上川北部で今後考えるとベッド数は200から300ぐらいは多くなるだろうと、そうしたらそのベッドをどうし

ていくんだと、極端に言えば、どこの病院がベッドを余しているんだと、そういうことを具体的に病院間、行政間で話していかなければならないという大きな課題がありまして、それも踏まえて昨年从上川北部の公的病院が集まって、将来的におたくの病院はどういう方向に持っていくんだと、ベッド数はどうしていくんだと、具体的に言ったら、10床ぐらい持つてる病院も、最終的にそのころはベッドを持っていくのか、診療所化していくのかと、そういったような大きな判断も背景にありまして、それらを全て上川北部の中で考えた中で将来のうちの病院のあり方も考えていかなければならないという、そういう大きな課題はあるわけですが、それらの議論を踏まえた中で、当然今後大きく情勢は変わっていくと思いますので、場合によっては令和2年度の前に、ある程度の方向性を出しながら新たなプランを策定したいと考えています。

当然、そういう大きな問題ですので、実際にそういうことになる場合には、そういう現状なども市民の皆さん、議会の皆さんにお伝えして相談する中で、プランといいますか、今後の病院のあり方というものを御相談する中で新たな体制をつくっていきたいと考えています。

○議長（松ヶ平哲幸君） 7番 谷 守議員。

○7番（谷 守君）（登壇） 令和元年第2回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

先月5月は平成から令和へと時代が移り変わりました。平成の時代は大規模災害が相次いで起こり、その教訓を踏まえ、令和という新しい時代には防災・減災を政治の柱として取り組む必要があると考えることから、まず1点目はこの防災・減災に関する施策についてお聞きいたしますので、よろしくお願いいたします。

政府は2018年度から2020年度までの3年間で集中的に社会資本の防災・減災対策を進める3カ年緊急対策を策定しました。具体的には、昨年の西日本豪雨などで河川の氾濫や土砂災害が相次いだことから、堤防の強化を初め河道の掘削、土砂や流木の流入を防ぐ砂防ダムの整備などが進められ、また、地域の防災力、減災力を一層高めていくため、災害情報の提供について降水時に想定される最大規模の浸水区域に対応したハザードマップの作成などで自治体を支援し、リスク情報の周知を進めております。

そこで、本市についても士別市洪水ハザードマップが4月に全戸配布されました。配布された内容等について、まずどのような点が変わったのか内容が理解できない市民の方もおられることと思います。既に住民説明会で先行地域には説明が始まっていることとお聞きいたしましたが、まずはこの件について作成の経緯や内容等について改めて説明を求めるものであります。

次に、国土強靱化地域計画の策定の有無についてお聞きいたします。

この計画は、2013年国土強靱化基本法でその策定が市区町村では努力義務となっておりますが、都道府県では全て策定済み、市区町村では5月1日現在で111市区町村、6%の達成率にとどまっております。防災のリスクを特定し、その対応策をまとめた本市も既に策定している士別市地域防災計画とは違い、国土強靱化地域計画はリスクごとの対応処理をまとめるもので

はなく、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪の事態を避けることができるよう、強靱な行政機能や地域社会を事前につくり上げていこうとするものであります。

計画策定に当たっては人手とノウハウの不足が懸念されるところでありますが、この計画策定のメリットとして、国土強靱化を推進するために交付金、補助金を活用する場合、さらに配分に当たり一定程度配慮、いわゆる優先配分されるということでありますので、本市の策定に対してのお考えをお聞きしたいと思います。

最後に、士別市災害時備蓄計画における行政備蓄品目の食料等についてお伺いいたします。

本市の備蓄品目の食料については、水に戻すだけで食べられるアルファ米から飲料水まで7品目が備蓄されています。そこで、この中の備蓄品目の粉ミルクについて言及したいと思います。粉ミルクは乳幼児ゼロ歳から3歳までを対象に備蓄されているところですが、ここ最近、粉ミルクから液体ミルクに変え、備蓄する自治体が出始めております。液体ミルクは母乳に近い栄養素が含まれ、常温で約半年から1年間保存でき、粉ミルクと比べ1杯当たりの価格は割高になるものの、お湯の確保が難しい災害発生時でも乳児に飲ませることができることから災害時の活用などに注目が集まっております。2018年8月に日本での製造、販売のための公的な基準を定めた改正厚生労働省令が施行され、安全な国産の液体ミルクの製品も今後国内で充実することが予想されることから、本市についてもその導入を求めるものであります。

次に、備蓄食料等の賞味期限の考え方についてお聞きします。

前述した食糧備蓄品7品目については1年6カ月から5年間とそれぞれ賞味期限が定められております。備蓄食品は賞味期限を終えた段階で役目を終えているとの理由で破棄されるケースも多いとお聞きしますが、本市では賞味期限が過ぎたものの取り扱いはどうされているのでしょうか。賞味期限を迎える前に必要なところへ配付するなどの有効活用に取り組むべきではないでしょうか。

さきの5月24日、参院本会議で食べられる食品の廃棄の抑制に国民運動で取り組むための食品ロス削減推進法が成立しました。同法では国が策定した基本方針をもとに市町村には努力義務ではありますが、その推進計画の策定を求めています。自治体による備蓄食品の有効活用など今後食品ロスの取り組みも加速することが予想されることから本市の取り組みをお聞きするところであります。

以上まで何点かお聞きしましたが、本市の御所見をお伺いして、1問目の質問を終わります。  
(降壇)

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 谷議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から洪水ハザードマップの作成と国土強靱化地域計画の策定について答弁申し上げます。災害時備蓄計画の備蓄品については総務部長から答弁申し上げます。

まず、本年4月に配布しました士別市洪水ハザードマップの作成の経緯と内容についてですが、今回配布したハザードマップは水防法の改正により千年に一度の大雨を想定した天塩川と

剣淵川、温根別川、犬牛別川の洪水・浸水想定区域の見直しと北海道管理河川の洪水氾濫危険区域図を加えて新たに指定された土砂災害警戒区域等も反映させたものです。あわせて避難所の見直しも行い、地区ごとに図面を分け表示するため、9パターンを策定したところです。

そのほか、避難に関する用語の解説、市民がとるべき行動、災害時の活用情報や大地震災害が発災した際に指定する避難所の一覧表も掲載しています。また、市内各地区の地域政策懇談会において市民により理解をしていただけるよう災害時の対応や心構えなどについて説明を行っているところです。

次に、国土強靱化地域計画に策定についてです。

国土強靱化地域計画は、あらゆるリスクを見据えつつ、平素から大規模災害を想定し、最悪の事態を避ける地域社会やインフラ整備も含め包括的かつ多岐にわたる計画ですが、道内においては本年6月現在16市町村のみの策定にとどまっている状況です。

本市としては、災害には地域防災計画を基本として防災拠点としての本庁舎、消防庁舎の整備を初め非常時の行動計画となる事業継続計画の策定、住民参加型の総合防災訓練の実施、個別の避難共助計画の策定などが優先課題と捉えており、あらゆる手段を講じて地域の防災力を高めてまいります。

インフラを含めた包括的な計画はまちづくり総合計画を基本として進めていながら、国土強靱化地域計画については策定済みの他自治体の状況や国の支援措置の動向など情報収集に努めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） 私から災害時の備蓄品の御質問にお答えします。

本市の災害時備蓄計画は、災害対策基本法49条に基づき平成29年3月に5カ年計画で策定したものです。計画自体は今後の人口動態や備蓄品の使用状況、環境の変化等に応じ随時見直しをすることとしており、昨年12月にも改訂を行い、このときに800グラムの缶の粉ミルクを一人飲み切り分で個別包装されているスティックタイプに変更しています。800グラム粉ミルク缶は一度開封してしまうと保存期間が短くなり、残ったものを賞味期限より早く廃棄しなければならないこともあるため、保管性がすぐれており利用しやすいスティックタイプに変更した次第です。

谷議員お話しのとおり、液体ミルクは調乳の手間なく常温でミルクを飲ませることができ、避難生活向上という観点では有効なものであり、製品の保存期間等の改良も進むものと予想されますが、現段階では粉ミルクよりコストがかさむことから、今後においては液体ミルクの有効性を研究し、改訂の際の検討課題としてまいります。

次に、備蓄食糧の賞味期限の考え方についてですが、本市災害時備蓄計画において賞味期限が1年を切ったものについては、自主防災組織による防災訓練や学校における避難訓練などで配布し、防災や備蓄に対する意識高揚のために活用している状況です。昨年は6月に実施され

た自治会研修会や10月13日に実施した北海道と合同開催の総合防災訓練のほか、10月28日に実施された多寄地区防災訓練において備蓄している非常食を提供したところです。今後においても引き続き賞味期限等を適切に管理し、防災意識高揚への資源として活用してまいります。

また、本年の5月24日に成立した食品ロス削減推進法に基づく市町村食品ロス削減推進計画については、努力義務として国の基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえて市町村が定めることになっていることから、本市といたしましては今後策定される北海道の計画や方針の動向を注視しながら今後の取り組みについて検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 谷議員。

○7番（谷 守君） ちょっとひっかかりましたので再質問させていただきます。

液体ミルクについてです。去年の12月からスティックタイプに変わったということで、この対象は想定避難人口ゼロ歳から3歳児まで、それぞれ0.5%、2.1%、総じて21名程度の備蓄品ということで災害時1日分の確保という予定で、それぞれまた消費期限が1年半というところだと思います。割高とかという問題に関してはどうなのでしょう、何万円もかからないことではないかなと思っております。その中で、ぜひそれを見ながらということでない状況で、これは全国的にそういう状況、機運が広まっていますので、本市でも置いていられないような形で取り組んでいただきたいと思います。

そういうことで、一応コメントだけいただけますか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 谷議員から御提言いただきましたとおり、こういった新しい製品の例えば保存年限等につきましても、今は12カ月となっておりますけれども、粉ミルクと比べると半年分短い、そこで最終的に長い目で見ると少しコストが上がってしまうということがあるわけですが、こういった部分を改善されるということも考えられますし、何より実際に災害時には有効性が高いというのは私どもも認識をしておりますので、そういった意味ではこの粉ミルク自体も備蓄計画に沿ってやっと少しずつ整備されてきたということで、次のステップとしてはこういったミルクのいろんな種類等もさらに具体的な検討を進めていって改訂していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） まだ谷議員の一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

---

（午前11時37分休憩）

（午後1時30分再開）

---

○議長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

7番 谷 守議員。

○7番（谷 守君）（登壇） 2点目は、家庭ごみ有料化に関することについてお聞きいたします。

さきの第1回定例会で可決いたしました士別市廃棄物の適正処理及び資源化・再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例等により、いよいよ本年10月から家庭ごみの有料化が開始されます。直接市民負担を新たに求めるものであり、関心も強い事柄であることから今回取り上げるものであり、スムーズに事業が運ぶよう、前段はこれに向けた円滑な取り組み策等についてお伺いいたします。有料化に向けては士別市家庭ごみ有料化実施計画に示されておりますので、順にお聞きしたいと思っております。

まず、市民への周知啓発の徹底ということについてはどのように進めていくのか。一部地域でこれに向けた市民説明会も始まっている自治会もあるようですが、今後のスケジュールも含めてお知らせいただき、また、このほか各種周知啓発方法についてもあわせてお知らせいただきたいと思っております。加えて、市民説明会で聴取した意見等があれば参考まで教えていただきたいと思っております。

次に、ごみ減量のため、家庭ごみ有料化にあわせて実施する拡充策についてです。

まず、高齢化により、ごみの分別、排出が困難な世帯の支援策と古着の拠点回収の拡大とありますが、これは具体的にどのようなことを示されているのか詳しく教えていただきたいと思っております。

次に、これは私が一番懸念しているところではありますが、不法投棄への監視、不適正排出への対応であります。有料化されていない今までも不法投棄や指定ごみ袋に入れられていないなどの不適正排出が顕著でありました。今後有料化によってますます事例が増加することが予想される中、監視カメラを増設してまちなかに設置するなど検討されているのか、これにおける新たな対応策などお考えをお聞きいたします。

ところで、ここからは数字的なことを確認したいと思っております。手数料の設定に当たって、総合的な考え方や減免措置についてです。

総合的なことでまず29年度実績ベースでごみ処理経費、回収したペットボトルや牛乳パックなどの資源ごみを売っていた収入を除いた残額は約3億円とされていますが、今回の手数料設定によって本市に手数料として入ってくる金額は年間ベースで幾らと見積もっておられるのか改めて確認したいと思っております。

また、一方では市民負担の軽減を図るため、衛生ごみの負担軽減措置も施されているようがあります。そこで、この対象者の範囲や世帯数の見込み、その措置の方法やそれによって軽減される実際の見込み額等もどの程度と試算しておられるのか、あわせてお知らせいただきたいと思っております。

次に、手数料の支払い方法等について確認したいと思っております。

手数料の支払い方法としては手数料を上乗せした指定ごみ袋方式を採用されるということがあります。そこで、実際のごみ袋を作成する業者はどの業者なのか、発注は終わったのか、どう決められたのか、また袋を販売する小売店はどのようにされるのか、本市のこれに関する総合的な管理、保管体制も含めて説明をいただきたいと思います。

最後に、家庭ごみ有料化のテーマから少し離れますが、大筋で関連いたしますので、一般廃棄物処理業の本市の許可方針について確認したいと思います。

いわゆる現状では家庭系ごみ及び事業系ごみの民間による処理について、収集運搬業及び処分業の許可方針については士別市一般廃棄物処理実施計画に基づき決定されているところがあります。本市の許可方針の要旨は、既存許可業者のみならず新規の許可もなかなか容易に受けられないという、いわば厳格なものになっているのが現状のようです。一方でオープンに許可を出している自治体もあり、許可するしないは全国の市町村の裁量でまちまちのようであります。本市の許可方針は6年前の平成25年度より実施されていること、それから環境センターの供用開始も始まっていること、今後新規業者の参入も予想される等いろいろな背景などが考えられる中、改めて本市の許可方針は今までと変わりがいいのか、その理由等を確認したいと思いますので御所見をお願いいたします。

結びに、人口減少、少子高齢化により本市の財政規模も縮小が予想される中で、現在の収集サービスの特徴である戸別収集を継続して維持できることを期待いたしまして、2問目の質問を終えます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 法邑市民自治部長。

○市民自治部長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、家庭ごみ有料化の市民周知についてです。

10月1日からの有料化を円滑に行うためには、市民の皆様に実施方法や内容を御理解いただくことが不可欠であると考えています。こうした考えのもと、4月10日の自治連役員への説明を初めとして各自治会を対象とした地域政策懇談会や老人クラブ、九十九大学、消費者協会などの各種団体に対して説明を行っているところであり、6月14日現在では30カ所、約600名の参加がありました。

今後も、広く市民の参加を募る説明会を開催するほか、あらゆる機会を活用して説明を行い、より多くの市民理解を得るよう努めてまいります。このほか、7月の広報誌での特集掲載やホームページ、パンフレット等の活用、公共施設へのポスター掲示を行うなど、多様な啓発活動により市民周知を図ります。

説明会で出された御意見については、自治会清掃で出されたごみの取り扱い、使えなくなる生ごみ袋、衛生ごみ袋の取り扱い、指定袋を販売する店舗、消費税増税による影響などについて御意見をいただいているところです。

次に、有料化とあわせて実施する施策についてです。

まず、分別排出困難者への支援については、現在分別排出が困難な世帯は12世帯あり、ごみ

の排出状況はその都度確認し、誤って分別しているときには口頭で説明を行い、できる限り適正な排出をお願いしているところです。しかし、説明しても分別が困難な場合には収集員が不適物を取り除くなどにより対応しています。

また、有料化に伴い、こうした方々にも制度の内容について理解を得る必要があることから、指定袋の購入など有料化に向けた説明も実施してまいります。

現在行っている戸別収集は、ごみの出しやすさに加えて地域に暮らす方々の見守りの効果もあることから、住んでいる方の暮らしに変化が見られる場合は訪問による声かけや福祉部局と情報を共有するなど市民の安全な暮らしを支えてまいります。

次に、古着の拠点回収についてです。

現在古着の回収ボックスは市役所や図書館などの公共施設に限って設置しています。今後はよりごみの資源化と減量化を進めることとあわせて、ごみを出しやすくするため、市内のスーパーやドラッグストアなど4カ所、これはビッグハウス、西條、ツルハ中央店、保健福祉センターであります。ここに回収ボックスを設置する予定であり、こうした設置に係る費用についても有料化による手数料を充てる考えです。

また、現在清掃車両センターを土別地方卸売市場へ移転する予定ですが、この施設でも市民がみずから持ち込む古着と紙類の回収を行う予定です。

次に、不法投棄・不適正排出対策についてです。

不法投棄対策については、昨年はこれまで不法投棄が多く確認された箇所を中心に看板を10カ所設置しましたが、ことしはさらに4カ所増やして不法投棄の防止を呼びかけることとしています。

監視カメラについては、昨年は繰り返しごみが投棄される箇所に対し地権者の許可を得て設置しました。今年度は新たに2台購入し活用することとしており、現在も行っているパトロールも継続して行う中で、警察などの関係機関とも連携を密にしながら不法投棄の防止に努めてまいります。

また、指定袋に入れられていないなどの不適正排出については、口頭での説明やお知らせシールを張るなどきめ細かな対応を行い、不適正排出を減らしてまいります。

次に、本市の収入となる手数料の額についてです。

市民が指定袋を購入することによる廃棄物処理手数料額としては年間で約6,500万円を見込んでおり、袋製作費などの経費を差し引きますと実質的な収入としては約4,200万円程度になると見込んでいます。

次に、衛生ごみの負担軽減措置についてです。

本年3月に策定した家庭ごみ有料化実施計画では、社会的な配慮が必要な世帯に対して衛生ごみ手数料の減免措置を行うこととしています。減免の対象としては3歳未満の乳幼児が属する世帯と土別市障がい者日常生活用具等給付事業実施要綱に規定する排せつ管理支援用具のうちストマ装具または紙おむつの給付を受けている世帯としたところです。その後、身体障害者



手帳の1級に該当し、紙おむつ等を使用しているものの、さきの日常生活用具の給付要綱には該当しない方から減免対象の拡大について要望を受け、検討を行いました。計画における対象者は重度の障害に加えて紙おむつ等の給付を受けている状態にあるなど一定の条件を設ける中で恒常的に衛生ごみ袋が必要な方へ減免を行うことから、紙おむつ等の給付は受けられないものの要望のあったケースでも該当させるべきと判断し、対象を拡大するよう計画を改定する考えです。

改定により、さきの2つの世帯に加え、身体障害者手帳の1級または2級に該当する方のうち障害区分が下肢または体幹に該当し、現に紙おむつやストマ装具などを利用している世帯についても減免を行います。これらの方々に対する手数料の減免内容としては、3歳未満の世帯には30リットルの袋を毎月10枚、ストマ装具の使用世帯には10リットルの袋を毎月10枚、紙おむつの使用世帯には30リットルの袋を毎月15枚ずつ現物支給することで負担の軽減を図るものです。支給枚数については衛生面を考慮し、手元に長い期間ごみを置くのではなく、収集日ごとに出しても足りるようその枚数を設定したところです。

なお、袋の支給に当たっては、3歳未満の世帯には来庁による申請手続の負担を軽減するため、3歳到達までの月数分を一括交付する予定であり、その他の世帯は年度末までの月数分を交付し、毎年度申請をお願いするものです。

次に、対象世帯数及び支給する袋の手数料相当額についてです。

対象世帯は3歳未満が約270世帯、日常生活用具の給付世帯は紙おむつ5世帯、ストマ装具約50世帯を見込んでいます。また、追加した1、2級の障害者手帳の該当者は約200世帯ありますが、実際に紙おむつやストマ装具を使用している方は市からの支給を行っていないため、その実数は把握できていないところです。

このの方々に対して支給する袋の手数料相当額は、通年ベースでは3歳未満は出生者への交付分として約130万円、日常生活用具の給付世帯は約13万円、1、2級の障害者手帳の該当者は、紙おむつは1人につき約8,000円、ストマ装具は1人につき約2,000円を見込んでいます。

次に、指定袋の製作者については、5月10日に5者による指名競争入札を行い、現在の生ごみ袋の販売を取り扱っている株式会社あらたが落札したところであり、8月中旬の納品に向けて製作作業を進めています。

指定袋の販売については、既に店舗向け説明会を終え、現在は取り扱いを希望する事業所からの申請を受け付ける準備中です。今後は9月1日からの店頭販売に向け、委託契約などの準備を進めるとともに、取扱店舗の決定後、広報誌等を通じて市民周知に努めてまいります。

また、指定袋の管理、保管体制については、さきに答弁申し上げた移転先の清掃車両センターで保管し、受け付けと配送は環境センターが行う予定です。

次に、一般廃棄物処理業の許可方針についてです。

一般廃棄物の処理は廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法によって市

町村に処理の責任があり、適正な処理によって生活環境の保全や公衆衛生を良好な状態に保つとともに、処理を事業者に行わせる場合でも市町村に処理全体の統括的な責任があるとされています。一般廃棄物処理業の許可は廃棄物処理法で定められており、市町村の能力では収集や運搬、処分が困難なため、事業者に行わせる必要がある場合に限り許可を与えるものです。許可に当たっては、事業者の設備や知識と技能を有する人員が備わっていることに加え、継続的に事業を実施できる一定の収益を見込める財政的基礎も必要とされており、公共性や環境保全の重要性から、競争により効率性を促すことよりも処理事業の確実な実施を基準にした運用が求められています。

こうしたことを踏まえて、本市では平成25年4月にごみとし尿に係る一般廃棄物処理業の許可方針を定めたところです。方針の策定に当たっては、人口規模の縮小に伴ってごみの減少も見込む中で、市や既存の事業者によって今後も適正に処理する体制が確保される見込みであることから、公共事業等の事業系ごみを除き、原則新たな許可は行わないこととしました。

また、26年には事業者一般廃棄物処理業の許可を与える考え方に関しての最高裁判所の判決がありました。判決内容は、一般廃棄物は発生量が想定できるもので、その業務量には一定の限度があることから、一般廃棄物処理業の自由競争に委ねることにはならないとし、新たな許可を与える場合は既存の事業者の適正な運営が継続されるよう需給の影響を適切に考慮することが求められると判断されたところです。

許可方針の策定から6年が経過しましたが、最高裁判所の判決が廃棄物処理法の趣旨に沿って適正な処理が許可制度の根底にあることが確認されたことから、新たな法令の制定や排出状況等の変動が生じた場合を除き、許可方針の見直しは行わない考えです。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 谷議員。

○7番（谷 守君） たくさん聞きましたのでたくさん答えていただきました。それでちょっと確認したいと思います。

家庭ごみ有料化については、質問でも言いました士別市家庭ごみ有料化実施計画ということで示されているんですけども、減免措置世帯のことで確認したいと思います。

今答弁の中では、当初の減免措置の対象ということで新生児から3歳未満の乳幼児世帯、それと士別市障がい者日常生活用具等給付事業実施要綱に定めるところのストマ装具の給付世帯また紙おむつの給付世帯ということで3点に分けて限られているんですけども、このほかには障害者手帳1級、2級を持っている方も対象として今回増えたという解釈でよろしいのでしょうか。その辺ちょっと教えてください。

○議長（松ヶ平哲幸君） 法邑部長。

○市民自治部長（法邑和浩君） お答えいたします。

当初は議員おっしゃいましたとおり3歳未満の乳幼児ですとかストマ装具の給付を受けている世帯、そして紙おむつの給付を受けている世帯ということで、その3項目といたしますか部

分で考えていたところですが、この実施計画をホームページのほうに公表した後になりますけれども、1級の障害者手帳を持っていらっしゃる方で、この方は下肢、足のほうにちょっと不自由な面があって車椅子にも乗っていらっしゃる方なんです、その方から私たちのような方についても減免の対象にするようにちょっと考えていただけないかということで要望いただきまして、市のほうで検討いたしました結果、当初の考え方を若干広げて、こうした方々についても対象とするように今後改正を行う予定だということでございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 3番 苔口千笑議員。

○3番（苔口千笑君）（登壇） 通告に従い一般質問をいたします。

1つ目は、福祉サービスの要素が含まれる各種助成事業についてお伺いいたします。

各種助成事業につきましては対象をほぼほぼの全世帯とするのか、一部とするのか。一部であればその対象は子育て世帯か、高齢者か、障害者か、低所得者か、ひとり親であるかなどさまざまなケースがありますが、とりわけ配慮が必要と思われるような対象へ向けての助成事業に関しては申請から利用に至るまでの全ての過程において対象者が臆することのないよう配慮が求められると考えます。

昨年度実施されました福祉灯油では、70歳以上の高齢者世帯、重度障害者のいる世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯を対象とし、高齢者世帯と重度の障害者のいる世帯につきましては所得制限を設けるとされておりまして。交付要件に該当するか否かは申請がないと判別が難しいとのことから個別の通知をせずに広報や地元紙、庁舎のチラシ張りなどによって告知がなされていたと伺っております。事前に個別の特定が困難であったとはいえ、おおむねの該当者数をもとに予算組みをされていたことと思いますので、実際の対象者に対する申請の割合はいかほどだったのかをお聞かせください。70歳以上の高齢者世帯、重度障害者のいる世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯、それぞれの対象別にお答え願います。

また、ひとり親世帯の申請率が低かったようだと耳にしておりますが、その要因をどのように捉えておりますでしょうか。20代から40代は自治会への加入未加入世帯も見られることから広報を目にしていけない可能性もあります。また、新聞を購読していない割合も多い世代であることから、広報、地元紙ともに目にしていけないことで福祉灯油の助成事業そのものを認識しておらなかった世帯もかなりの割合で存在したのではないかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

もう一つ申請がなされなかった要因を別の観点からも申し上げますと、福祉灯油は申告から灯油券の利用に至るまで、自身が福祉灯油の対象者であることを自己申告するようなものでもありますことから、所得や生活環境などを周囲に知られることをちゅうちょした方もいらっしゃるのではないかと考えられますが、いかがでしょうか。

他市町村では、冬的生活応援券や冬的生活支援券という名目に置きかえ、各自治体で一般に流通している商品券などで助成している自治体もあると聞いております。本市も福祉灯油といういかにもな事業名と実施方法から、それとなく、そして何より利用しやすい実施方法に制度

そのものを転換していくべきと考えますがいかがでしょうか。

同様のことが10月に実施予定のプレミアム付商品券についても言えると私は考えております。本事業は、同月に予定されております消費税率10%への引き上げに際し負担軽減策の一環として国策で行われるものですが、前回の2015年に行われましたプレミアム付商品券とは全く本質の異なるものであることは御承知のとおりです。前回は対象を限定しておらず、購入できなかった人が出るほどに評判を呼んだようですけれども、今回は所得の少ない方そして小さな乳幼児のいる子育て世帯に対象を限定して行われるため、前回ほかの議員もおっしゃっていましたが、本事業は低所得者層へのレッテル張りになりはしないかという観点に非常に留意しなければならない事業でもあります。そして、既にそういったお話も商店関係者から出始めておりますことをお伝えしておきます。

ですので、そもそもこの制度自体が大変いぶかしいものではありませんが、そうであっても最大限に対象となる方々が恩恵を受けることができるよう策を講じるべきで、そして講じることが可能な事業ではないかと考えております。なぜならば、本事業は制度概要が規定する4つの事項以外については、自治体が最も適切と考える実施方法を認め、自治体における迅速、円滑かつ効果的な事業執行を後押しするとある、極めて自治体の裁量の幅が大きい事業であるからです。規定する4つの制度概要とは、購入の限度額、そして2万5,000円の額面に対する補助額が5,000円、2019年の10月から2020年3月までの間で市区町村の定める期間とすること、市区町村内の店舗を幅広く対象として公募すること、以上の4つであります。ただいま述べました4つの制度概要に加え、実際に使用された商品券の回収と把握ができるのであれば、例えば本市が発行するものでなければならないという縛りもプレミアム付商品券という名目を記さなければならないという縛りもないとのことでした。であるならば、こういった形をとればこの制度が利用をちゅうちょされることなく大いに活用されるのかということに主眼を置いた策が自治体には求められるのだと思います。

他市では、本事業とは別に全世帯を対象とした一般向けのプレミアム付商品券の発売を決め、来月にも予約が開始される自治体もあるそうです。一般向けと低所得者世帯向けの商品券は同一のものであることから、誰もが商品券が利用できる非常によい策であると思っております。自主財源も絡む話ではありますため、同様のことを本市に望んでいるわけではありませんが、商品券のデザインを子育て世帯と低所得者世帯を同じものにするというだけでは十分に策を講じたとは言いがたいのではないのでしょうか。自治体判断でどのように良策へと転じさせることができるのか、本市の力が問われる事案に大いに期待を寄せまして、この質問を終わります。

(降壇)

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 苔口議員の御質問にお答えいたします。

初めに、昨年度実施した福祉灯油助成事業の申請割合についてです。

本事業の対象要件は、対象世帯に該当する要件が暖房用の燃料として灯油を使用している世

帯で、かつ、非課税収入を含めた収入が一定金額以内の世帯、または児童扶養手当や生活保護を受給している世帯としており、実際の対象者を把握することはできないため、予算計上した見込み対象者数に対する交付率で申し上げますと、高齢者世帯が98.6%、障害者世帯が76.0%、ひとり親世帯が61.2%、生活保護世帯が89.0%であり、ひとり親世帯が最も低い交付率となったところです。

事業周知については広報やホームページ、新聞広告、チラシの折り込み、ポスター掲示などより多くの市民の目に触れるよう行っており、ひとり親世帯の交付率については、平成25年度では70%、その翌年の26年度では80%であったことから判断しますと、昨年は3年ぶりの事業であったことが一つの要因かと思われます。

また、今後の本事業の考え方についてですが、本事業は毎年必ず行っている事業ではなく、冬期間における灯油価格が過去5年間の平均価格より著しく高騰した場合に限り、暖房に灯油を燃料として使用し、燃料費の確保が著しく困難と判断される世帯に対し灯油代の一部を支援することを目的に実施しているものであり、この地域での生活を支える重要な施策であると考えています。したがって、今後も本事業を継続実施してまいりたいと存じますが、支援が必要な世帯へ十分に行き渡るよう、事業名や実施方法、さらには周知方法など事業のあり方について調査・研究してまいりたいと考えています。

次に、今年度10月に実施予定のプレミアム付商品券についてです。

この事業の実施に当たっては、事業概要が示された時点において対象者が限定されていたことから、利用対象者が少しでも気兼ねせずに利用できる制度にすることを念頭に準備を進めているところです。そこで現段階で考えている事業概要についてですが、まず実施体制については個人情報保護に配慮し、27年に実施したプレミアム付商品券事業で実施したようなさまざまな機関が参画する実行委員会形式にはせず、申請から商品券の販売までを市が直営で実施することで進めています。

また、申請から商品券販売までの流れについて、申請の際には郵送による受け付けを可能とするなど、できるだけ対象となる方が市役所に足を運ばなくても手続が済むよう、その方法について検討しているところです。

ただし、商品券の使用は各店舗で行われることから、商品券が特定されない方法についても検討いたしましたけれども、本事業にかかわる国の実施要件において商品券の使用期限を定めること、実際に使われた商品券の金額を把握すること、商品券の取扱店舗を、条件等をつけることなく広く公募することなどが示されており、この要件を踏まえた中では対象者の要件が特定されない方法として子育て世帯向けと非課税者向けの商品券を統一して作成することが現段階における最良の方法と考えています。本年10月の事業開始に向け、より多くの対象者に気兼ねなく安心して制度を利用していただけるよう、今後も引き続き検討を重ねながら準備を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。 （降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君）（登壇） 2つ目は、本市のホームページについてお伺いいたします。

市民に対する情報発信はもとより、交流人口として捉えた際の地方へ向けた基本的な情報発信や周知に向けたツールの一つとして活用されるべき本市のホームページが、十分に生かされておらない現状を非常に歯がゆく、とても残念に思っております。

平成28年第2回定例会におきまして、井上議員よりICT専属職員の配置をすべきとの提言がございましたことを議事録より拝見しておりますが、提言の意図としては市政全般のICT化を踏まえた上でのICT専属職員の配置が必要という意味であると推察いたします。

私の今回の質問は、ホームページの運用を主としておりますことから、当時の担当者答弁の中からホームページに関する記述のみ抜粋いたしますと、ホームページにおける情報公開の迅速化に向けては職員の誰もが操作できるコンテンツ管理システムを導入しているとともにコンテンツ作成基準に基づいて各課で内容を作成し、秘書広報課が公開の最終判断を行うことによって迅速化と統一化を図っており、専属職員を要せずに管理運営をできる体制としていました。しかしながら、令和となりました現在におきましても、ホームページにおける情報公開は迅速に行われているとは言いがたい状態にあるのではないのでしょうか。

具体例を申せば、昨年度より重ねて質問に取り上げておりました産後ケア事業につきましては、本年4月からの開始の事業であったにもかかわらず、ホームページへの登録日は5月30日付となっております。産後ケア事業のみならず新規事業は開始直後にこそ情報を求め、検索されるのが通常であり、本来であれば遅くとも事業開始日にはその詳細がホームページに掲載されているべきと考えますが、ほぼ2カ月もたってからの掲載に至ったのはなぜでしょうか。これまでも同様にリアルタイムな情報発信が行われてこなかった事案があるのではないかと疑わしく思えてなりません。

また、本市ホームページ内にはリンク切れと思われる箇所が各所に見られます。こちらも具体例を申せば、羊と雲の丘やアグリサポート士別など、外部サイトの項目がリンク切れとなっております。本市のホームページには、羊にまつわるさまざまな項目とそれに関するリンク先が多数掲載されておりますが、観光として特に検索されると思われる羊の毛刈りやシーブドッグショーなど、羊と雲の丘に関するリンク先は、ほぼほぼ羊と雲の丘につながり、それがリンク切れとなっている状態です。こちら羊と雲の丘に関しましては、恐らく羊と雲の丘観光のホームページがリンク先となっているかと思われ、羊と雲の丘観光のホームページ自体が今ウェブ上に存在しないためのリンク切れであると推察いたしますが、そのことを本市では把握しておるのでしょうか、把握されているにもかかわらずの現状か、把握しておらなかったためのリンク切れか、いずれにしても管理不十分と言わざるを得ません。

また、本市ホームページ上においては先月のゴールデンウィーク期間中のイベントなど、詳細を4月24日から5月6日限定で掲載されていたようですが、遠方から来られる方ほど早期に旅行の計画を立てられますので、4月24日からの掲載では近隣の特段予定を立てておられない

方、もしくは、たまたま本市近郊に来る予定があった人が結果的にターゲットとなったと思われるかもしれませんが、

さらに申せば、5月6日で削除してしまうのではなく、本年度開催分を次年度まで過去ログとして残しておくことも次年度以降の観光客の誘致につなげる施策の一つとなり得ると考えますがいかがでしょうか。

行政も各団体においても観光に尽力されておりますことを重々承知しておりますからこそ、それらを発信し周知につなげるという、こちらが抜け落ちておりますことがあまりに口惜しく、ここを何とかしていただきたいと強く求めるものであります。

これまでに述べましたことを踏まえて、総じて本市のホームページは、構成そのものから抜本的な見直しが必要であると考えます。画面を前にせず具体的な話は非常に伝わりにくいかと思われそうですが、現状のホームページはいわば項目の羅列のように見受けられ、ホームページに求められる必要な情報をわかりやすく入手できるという閲覧側が目的を持って検索した場合の使い方の使いやすさと、発信する側、つまり行政側が発信したい情報をいかに伝えるかという視点に立って構築されているのかということ非常に疑問に思うホームページの構成となっております。

前回の大綱質疑で西川議員の質問にもございましたナビデスクについて、副市長より、士別に移住を検討している人に地域の魅力、よさを伝えていく、生活をするという視点に立ちながら、しっかりと情報の出し方をしていきたいとの答弁がありましたが、ホームページの運用にも同じ観点が必要であると同時に、移住を検討されている、もしくはその前段であっても、本市がどのようなまちであるかを調べる上で、まずはホームページというのが当然の流れである現代、移住という観点から見ても、ホームページが果たす影響の大きさは言うまでもありません。

専属職員を要せずに管理運営できる体制としているとの認識でICT専属職員の配置を見送った平成28年から3年経過しておりますが、本市ではこの現状をどのように捉えておりますでしょうか。世代を問わずウェブ環境から情報を得ることが日常化してきている現代、市政全般においてもICT化を進めている今こそ、改めてICT専属職員の配置が必要と考えます。本市の見解を求めます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、迅速な情報公開についてです。

本市のホームページに関する業務は、広報業務の一環として4月の機構改革により秘書広報課から自治環境課へ移管しました。移管後も管理運営方法に変更はなく、内容は各担当課で作成し、所属長が承認した後、自治環境課が公開の最終判断を行っております。

お話のありました産後ケア事業のホームページ掲載がおくれたことについては、事業対象となる方の把握が可能であったことから、確実に情報が伝わることを念頭に議会議決後に直ちに

委託先の事業者や病院、関係部署との詳細の打ち合わせなど事業実施にかかわる準備を進めながら、対象となる方全員に3月25日付で個別通知を行い、その後、母子手帳発行時や出産後の保健師訪問時にも随時説明を行うほか、転入者等には毎月把握した時点で個別にお知らせしているところです。このように本事業については個別案内の事務などを優先したこともあってホームページの整備事務が結果としておくれたものであります。

次に、サイトのリンク切れ等についてです。

御指摘がありました観光分野でのリンク切れについて、羊と雲の丘観光のホームページは、羊と雲の丘観光株式会社と契約していた管理会社が、本年3月31日をもってホームページ管理業務から撤退し、新たな管理会社と契約ができていない状況から、現在ウェブ上にホームページが存在していないこと、また、ホームページ内容等のリニューアルも含め検討しているとの報告を受けているところです。市のホームページ上では現在羊と雲の丘観光のリンクを表示しないことで対応しておりますが、同社の新しいホームページができ次第、再度リンクを表示してまいります。

また、ゴールデンウィーク期間中の情報についてですが、羊と雲の丘で実施するイベントは、その年の残雪の状況から、施設の準備など総合的に判断する中で時期を決定しているところですが、今後におきましては早期に情報を周知するなどの対応を行う考えであります。御提案がありました本年度の開催分を次年度まで過去ログとして残すことについても、観光客誘致の観点から掲載内容を検討してまいります。

ホームページは市民の皆様への情報発信の場であるとともに、交流人口や来訪者へ本市をPRする大切なツールでもありますので、正確な情報が掲載できなかったとのお話は真摯に受けとめるものであり、このことについては各部署で管理しているページを十分に見直すよう既に指示をいたしたところであります。

今後におきましても、日ごろの管理の徹底はもとより、ホームページを集中的に管理する期間を適時設ける中で正確な情報発信を職員に徹底してまいります。

次に、表示方法などを含めた全体的な見直しについてです。

現在のホームページは、平成28年のシステム更新に際して、導入する業者からシンプルでありながらも写真等大きく表示していることやカテゴリーごとの区分がわかりやすいとして紹介を受けたホームページを参考に、デザインをリニューアルしたものであります。

御質問において、全般的に項目の羅列になっており、検索した場合の使いやすさに欠けているのではとありましたが、本市のホームページは市民向け情報、観光情報、業者向け情報、市政情報の4つの区分で構成しており、市民が必要とする情報はページの中心に沿っているものでありますし、市民向け情報は市民生活に関連の深い項目や手続などの26項目を見出しとして掲げる中で、検索性を高めているところでもあります。ホームページをごらんになった方が必要な情報にたどり着くまでのアクセスのしやすさは、人によってその見方など異なることがあるものとは思いますが、よりよいものを求め、内容の見やすさの改善を行うことは必要なこと



でありますので、ホームページ本体、サーバーの更新とあわせて、作成ソフトの変更も検討する中で表示方法の見直しも含めて情報を取得しやすいページを目指してまいります。

次に、ホームページ専属職員の配置についてです。

多岐にわたる市の業務は、専門的な知識を必要とするものも多くあり、職員数が限られている中、ホームページの専属職員が全ての業務を把握して管理していくことは困難と考えます。そのため、現在は職員の誰もがホームページを作成し情報を発信できるよう汎用性の高いソフトを導入しているところです。情報化社会の時代において、ホームページは広報誌と並んで市政情報を発信するツールであり、今後もその役割は大きくなるものと思いますので、まちづくり基本条例の基本原則である市民との情報共有を推進するためにも、御質問の趣旨も踏まえながら全職員が情報の発信者としての意識を持ち、迅速で正確な情報発信ができるよう努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君） 1つだけ再質問をさせていただきます。

ゴールデンウィーク期間中のイベントについてなんですけれども、確かにおっしゃられるとおり季節によって天候によってというのがありますが、ゴールデンウィーク期間中、5月の3日、4日、5日ですけれどもシーブドッグショーであったり毛刈りショーというのは毎年行われていたように記憶しております。なので、例えばその年によって曜日は当然変わってはきますけれども、この3、4、5に行われることというのは毎年大きく変わっていることではないと私は認識しておりますので、ぜひそこも含めて早期な周知はしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 再質問にお答えいたします。

御指摘の件について、あるいはそのほかの件についても、例えば年によって日にちが変わるようなことについても、その事柄が毎年行われているということについては、こういったイベントが本市にはありますよということをしかりとホームページで通常検索したときにすぐ見れるように載せて、そしてもし曜日が変化するような状況があるものであれば、近くになったらどこどこに実際の曜日は問い合わせしてほしいということもホームページ上にしかりと載せるということで、情報が多くの方に伝わるようにということで既にそういう改善に向けて検討を今指示しているところであります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君） 済みません、もう一度だけ質問をさせていただきます。

日にちが近くなったらということをご検討していただきたいと思っております。なぜならば、一般質問で先ほども述べましたけれども、遠くから来られる方ほど予定を早期に立てられて、例えば道外の方でしたら飛行機のチケットをとって宿泊先をどこにするというところで、

何時にどこで何をやるのかという予定を組んでいくんだと思うんです。なので、例えば3日、4日、5日の具体例を申しましたけれども、毛刈りやシーブドッグショーは毎年あるものだとするならば、それは早期に時間もきちんと表示していただかないと、そういう外から来られる方が予定を組む中に土別の羊と雲の丘が入らなくなってしまう可能性もあると思うんです。なので、ぜひ決まり次第というのではなく、早期に計画を逆に立てていただいて、それを周知につなげていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） もう一度お答えいたします。

ちょっと言い方が悪かったかもしれませんが、日にちや時間の確定しているものについてはあまり近くなってから情報として出すのではなく、相当早い時間からしっかりと載せていきたいということも含めてお答えしたつもりでありまして、もし動くものについても情報としてはこういうイベントがありますよということを早期に出して、日程は決まり次第出したいと、そういう意味でお答えしたつもりであります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君）（登壇） 午前中に佐藤議員より公園につきましては御質問がありましたけれども、要旨が異なりますことから改めて公園について幾つかお伺いいたします。

公園は言うまでもなく市民が集う公共の憩いの場であり、その意義や必要性は述べるまでもありませんが、土別市公園施設長寿命化計画に基づき再整備が進められておりますことを歓迎しておりますし、それによって様相も随分とさま変わりしてきていることも実感しております。

そんな中、園名板と呼ばれている公園の名称の表示がある公園とない公園が見受けられることについてですが、園名板についてはこれからの随時設置という認識でよろしいでしょうか。本市には、例えばたこ公園やロケット公園のように愛称で親しまれている公園が多く、正式名称を問われると大人でも答えにちゅうちょするような公園が多々あります。一人一人の個のつながりにおいては、わかるもの同士での愛称の呼称でよいと思いますが、転入や移住、帰省や観光など地方から来られた方の視点で見た際には、共通の認識としての正式名称の周知も必要ではないでしょうか。名称の表示、園名板があることでもともの本市に住まう市民にも正式名称が浸透していくものと考えます。

また、本市には多くの公園がありますが、その一覧がホームページに掲載されていないのはなぜでしょうか。さきに述べました地方から来られた方の視点に加え、市民の利便性のためにもホームページへの公園の一覧の掲載を求めます。

加えて、特に母親層から時計の設置を望む声をよく耳にいたします。子供と帰宅時間を約束しても遊びに行った公園に時計がないと時間がわからないからです。丸武公園ができる以前、市長とのトーク会で時計の設置を希望し、実際に時計がついたのを見たときはとてもうれしかったという声も聞いております。本市全ての公園にとまでは申しませんが、子供の利用が多い公園だけでも時計の設置が必要と考えますがいかがでしょうか。現状時計が設置されている公

園と、ない公園の数を教えてください。

最後に、かねてより6時の鐘と呼ばれることもある防災無線チャイムについてですが、実際には季節によって鳴る時間が異なり、曖昧だ、よくわからないという声が上がっております。子供たちの帰宅の目安ともされておりますことから、チャイムの鳴る時間がいつ切りかわっているかわからないというのは混乱を来す要因ともなります。いつからいつまでは何時に鳴るといふ告知はなされているのでしょうか。帰宅時間の目安となっていることを鑑みますと、季節によって鳴らす時間を変動させるのではなく、年間を通して6時に固定したほうがよいと思いますがいかがでしょうか。本市の見解をお聞かせ願います。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 工藤建設水道部長。

○建設水道部長（工藤博文君）（登壇） 苔口議員の御質問にお答えします。

最初に、私から公園の名称と時計について答弁申し上げ、防災無線チャイムについては総務部長から答弁申し上げます。

初めに、公園の名称についてです。

市内都市公園の園名板設置数は、28カ所ある都市公園のうち現在遊具施設の更新などを行った7公園に園名板を設置し、21カ所の公園には設置されていない状況です。園名板を設置しました公園は、遊具の更新について地域の皆さんにお知らせする説明会で要望があったため、整備予算内で設置を決定したところです。各地区の公園は利用する子供たちの間などで通称や愛称で呼ばれている場合が多く、今後におきましても利用される方々に愛着を持っていただけるよう通称名や愛称名などを含めた正式な公園名の園名板を設置できるよう検討してまいります。

また、議員御指摘のとおり、公園一覧がホームページに掲載されていないため、計画内容及び整備後の情報とともに全ての公園の正式名称や愛称を表示するなど公園情報のページ作成を行います。

次に、時計の設置についてです。

平成26年第3回定例会で国忠議員の御質問にお答えしましたとおり、利用者や歩行者の利便性に配慮し、通行車両からの見やすさなど視認性に加えてランドマークとしての役割を担う場合もあり、地域環境の変化による公園施設のあり方と設置効果などについて検証を進め、地域の意見や要望をお聞きする中で設置してきました。過去には丸武児童公園の再整備で地域自治会及び商店街や公園周辺の幼児施設の保護者などを対象とした説明会において要望がありました。また、つくも水郷公園では再整備市民検討会議において時計の必要性が議論され、設置を決定しました。今年度は遊具の更新を行うあけぼの公園近隣の住民説明会において要望があったため設置を決定したことから、現在5カ所の公園で時計を整備し、設置されていない公園は23カ所になります。

今後も、これまでと同じく遊具更新など行う場合には地域説明会で意見を伺うとともに、公園周辺に学校、保育園や幼稚園などが近接している地区では利用者の状況を把握することに努め、設置の必要性を検討してまいります。都市公園はさまざまな市民活動や憩いの場を提供す

る役割を担うことから、公園周辺の環境や多様化するニーズを的確に把握し、今後におきましても誰もが利用しやすく安心して安全な公園整備に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁とします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） 私から、防災行政無線における定時の放送についての御質問にお答えします。

夕方の放送は防災行政無線の試験放送を兼ねて、昼の時間が長い5月から10月までは午後6時に、日暮れが早い11月から4月までは午後5時に、それぞれ1分程度の音楽を放送しています。放送する時間や曲目については平成元年に教育関係者及び土別市中央地区自治会連絡協議会と市との協議を経て決定し、これまで継続して行ってきたところです。

御提案のありました年間を通して午後6時の固定に関してですが、学校や青少年補導センターでは小学生の帰宅時間の決まりとして、夏期間は午後6時、冬期間は午後5時として通知してきたところです。昨年12月には帰宅時間の見直しを図り、5月から9月までは午後6時、3月、4月、10月は午後5時、11月から2月は午後4時としており、特に秋から冬においては定時に加えて暗くなる前に帰宅するとされています。この放送を目安として帰宅を促している家庭もあるなど、防犯対策としても一翼を担っていることや市民の皆さんの日々の生活に一定程度定着していることから、季節ごとの時間設定については継続してまいります。

また、放送時間の周知等については、放送時間の切りかえ時期がわからないといった御指摘や転入者等に対する周知の必要性も踏まえ、市ホームページ等での広報の実施に向けて鋭意検討してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君） 防災無線チャイムの件で再質問をいたします。

帰宅時間、5月から9月、3月、4月、10月、11月から2月というのは小学生に対しての帰宅時間なのかなと推測しますが、帰宅時間ということでは、各小学生以外にも当然中学生も高校生もいるというところで、小学生だけの帰宅時間を促すというところがすごく重要というのはまた違うのかなと思うのが1点と、それを目安にしているからこそ、それが何時に鳴るということがきちんと伝わるということが非常に重要なのかとっております。

例えば子供と親の間で帰宅のこの時間、鳴る時間が1時間異なるだけでも非常に帰宅時間の1時間の差というのは大きなことなので、この時間の固定ということも非常に私は重要ではないかと思っているのと、防災無線チャイムが帰宅の時間の目安となるのは夏場が一番主だと思っております。冬期間外に出ないとはもちろん言いませんけれども、冬期間外遊びをこの時間帯にするということを考えるよりは、非常に外で遊ぶ期間の長い夏場の時間の目安になっていると思います。大体冬は室内におりますと防災チャイム自体も聞こえないということもあるということ踏まえて、そうしますとやはり一番防災無線チャイムがメインとなる期間、夏場の期

間の目安になるというところで非常に6時というのは私は重要じゃないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 苔口議員の再質問にお答えします。

答弁では小学生の帰宅時間についてのみ申し上げましたが、例えば生活の決まりの中では中学生では午後6時ですとか高校生では午後9時ですとか、それぞれ規定は異なっております。

答弁申し上げました趣旨といたしましては、苔口議員の御提案にもあるかとは思いますが、時計を特に持っていない子供たちが帰宅をする目安として、家庭でも6時の鐘とか愛の鐘が鳴ったらちゃんと帰ってきなさいよという使い方も一般的にはあるのかなと考えておまして、重ねてになりますが、この時間設定につきましても教育関係者の方からも自治会の方からも御意見をいただいて、その上で決定してきたという経過もございます。そういった中で例えば昨年もこの見直しをしたという経過もありますし、季節ごとの時間の変更については私どもとしては引き続いてやっていったほうがいいのかと考えておりますが、そういった御意見もあれば、そういった関係者の皆様方の御意見も伺って、また必要があれば見直しをしていくべきと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君） 済みません、もう一度お話をさせてください。

自治会の方とお話をされての協議ということですが、その自治会のところに、そこに住んでいる例えば小学生の保護者というのが同席されていたんでしょうかということも非常に疑問だと思っています。実際に子供の帰る時間の目安ということを考えるのであれば、その保護者が実際にはどう思っているのかということが非常に重要なのではないかなというのが1点と今後も改めて協議していただけるということでもう一度そこは考えていただきたいのが1点。

そして、仮にこの時間の季節ごとの5月から9月が6時、3月から4月が5時という、この時間の変更がされないということであれば、この時間に防災チャイムが鳴りますよということの周知をぜひ学校からも伝えていただけるような措置をしていただきたいと思います。これは学校でも、例えば担任の先生が何月になったらこの時間に鳴るからねということを事前にきちんと月が変わるタイミングで周知をしていただくと、していただかないとでは非常に違うと思うんです。なので、学校関係とかも含めてきちんとそこがつながるような、小学生と保護者が、時間を変えるのであればいつのタイミングで時間が変わっているというのが、切りかわったのがわかるような周知をしていただきたいと思います。

というのが、11月から2月にかけては4時に防災チャイムが鳴るとするのは、ほぼほぼ把握している方はいらっしゃると思います。私も4時だったんだという今聞いたのが非常に驚きであるんですけれども、ここの時間を固定しないのであればしない、きちんと鳴らす時

間の周知に向けての対策をとっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 答弁が不足しておりまして申しわけございません。

先ほど答弁した趣旨としては、もともと5時、6時という帰宅時間の設定はなかったんですけども、昨年度、冬の校外生活の決まりということで子供たちに周知をする帰宅時間の目安を小学生は11月から2月までは4時と早めたということでありまして、これは防災チャイムの時間と合っているわけではないのです。そういう意味では実態としても今このチャイムの時間と帰宅時間を延ばしてもびったり合ってるわけでは、もう昨年からはないという実態にございます。

そういった中で、例えばそれに全部合わせるとするのは、実質的には10月だけ5時で11月からは4時とかというのは、これはやはり市民の皆さんにとってもわかりにくいでしょうし、このチャイムの時間どおりに帰宅ということにはならないのかなというのは実態としてはあると思うんですけども、その上でこれまでは目安として暗くなるのが早い冬期間についてはその1時間早めてのチャイムということが今までの議論としてあったものですから、そういう意味でこういう見直しもあった中で、今まで学校教育関係者の意見を聞きながらこういう設定をしてきましたので、そういった方の御意見も伺いながら、必要があれば見直しをしていくべきと考えております。

この時間を設定したときには、自治会の関係者それから教育関係者の方にも入っていただいて、名簿今持ち合わせているわけではありませんが、そういう関係者がいた中で決定してきたという経過はございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 6番 西川 剛議員。

○6番（西川 剛君）（登壇） 通告に従いまして一般質問を行います。

1つ目は、空き家解体費補助制度の創設について、空き家に関する質問を行います。

空き家対策に関しては、議会においてもこれまでさまざまな質疑がなされており、そのたび市の考えが示されているところであります。その概要として申し上げますと、平成27年第2回定例会においては、平成27年5月施行の空き家等対策の推進に関する特別措置法により、倒壊のおそれなどの保安上の問題や衛生上の問題、景観を損なう、さらに周辺的生活環境保全のために放置することができないなど、法律のガイドラインでいえば特定空き家に対し除却、修繕の措置を助言または指導、勧告、命令そして行政代執行も可能となり、本市においてその運用を進めるためには空き家等対策計画の策定と協議会の設置が必要となる。平成26年、27年には市の地域担当職員による実態調査を実施、平成28年度には計画を策定予定、当面の間は建築基準法、道路法、消防法など個別の法律に基づく指導を行っていくと答弁がなされております。

さらに昨年の第3回定例会においては、特措法に基づく代執行等の活用は難しい、まずは協議会の設立と空き家等対策計画の検討を進める。危険と思われる空き家に対しては空き家特措

法による所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用を行い、建築基準法などの通知を行う期間の短縮に活用と指導時における丁寧な説明により、所有者の理解と対応を求めていくとされております。

そこで今回お伺いいたします。これまでの経過、議会での市の考えをお聞きすると、この課題の重要性認識もあり、法的根拠も整備された状況にありながら、本市における体制整備に二の足を踏んでいる状況と見てとれます。本年度空き家対策を担う創生戦略課が再編をされたことでもありますので、改めて空き家等対策計画の策定、協議会設置の考えについてお聞かせください。

あわせて、この間の質疑の中で建築基準法に基づく指導については年間15件程度行っているとのことでありますけれども、その指導の中であって、建物が危険であること、特措法における特定空き家に該当するであろう建物の件数と指導後の状況についてお知らせください。

次に、新たな制度の提案を行いたいと思います。

ただいまお伺いをしております現在の市の空き家対策については、あくまでも建築基準法における指導による建物所有者への対応を求めていくもの、そして空き家特措法による助言及び指導、勧告、命令と段階を踏んで代執行による強制撤去までに至る段階であっても、これもあくまでも所有者への対応を求めるものと承知をしております。危険な状態あるいは衛生上有害である、また景観を著しく阻害している状態の建物は、近隣住民、地域に対しては日々の生活の上で大きな影響を持つ事態であります。建物所有者にあっては早期の対応を求めたいというところではあります。ただ、建物所有者に改善の意思はあるもののその対処、方策がわからないであるとか遠隔地に住んでいるため物理的にみずから対策を講ずることができない、また経済的な対応が難しいといった理由で対応できていない、そういったケースもあるのではないかと思いますし、持ち家の処分に当たっては、高齢化や相続の難しさにより所有者、管理者が同一でないなどさまざまな事由が今後増えていくものと考えています。だからこそ建物所有者に建物が近隣住民に悪影響与える前に解体等建物処分をさらに促すため、空き家などの解体工事に係る費用を一部補助する制度の創設を提案いたします。

この制度については、既に道内自治体でも同様の制度を持つ自治体は複数ございます。この場で具体的要件を申し上げるものではありませんけれども、例えば建物除却後の土地について冬期間の雪の投げ入れを認めてくれれば補助率のかさ上げを行うなど、近隣においてこれまで迷惑な建物であったものが除却後は冬期間の暮らしに役立つ土地になるなど、そういった効果も期待できるのではないかと考えるところであります。

繰り返しになりますが、近隣住民にとって危険な建物の除却は切なる願いです。特措法に基づく対応と補助制度の創設、本市における早急な対応を求め、この質問を終わります。

(降壇)

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 西川議員の御質問にお答えいたします。

初めに、空き家等対策計画の策定、協議会設置の考え方についてです。

昨年の第3回定例会で答弁申し上げたとおり、北海道住生活基本計画では各市町村の空き家対策計画の策定率を令和7年までに100%とすることを目指しています。本市は計画策定に向け、まずは法に基づいた協議会の設置が必要であることから、自治会や学識経験者、民間業者などで構成する協議会設置に関する条例制定に向けて検討を進めているところです。

一方で空き家対策計画の策定に当たっては、危険建物いわゆる特定空き家としての判断基準の整備や行政代執行による費用回収方法などの課題も多くあることから、こうした面の調査・研究についても並行して進めてまいります。

次に、危険な空き家の件数と指導後の状況についてです。

特定空き家に該当すると考えられる危険建物は14件、指導実績については、平成26年度から30年度における建築基準法及び空き家特措法による指導件数は冬期間の落雪などへの対応も含め42件です。指導後の状況については、所有者の解体による解消や融雪による解消が24件であり、残りの18件は複数回の指導に対しても対応されていないもので、その要因としては所有者が遠方で対応が困難であることや所有者が解体費の捻出ができない、所有者との連絡がとれないことなどにより改善が進んでいない事例があるところです。

次に、解体費用の補助制度についてです。

空き家は本来所有者などが適切に維持管理すべきものでありますが、議員もお話のように危険な建物として放置された場合、近隣住民や地域に与える影響は大きく、今後も高齢化と人口減の進行によって増加するおそれがあることも認識しています。空き家の解消については市民の安全・安心な暮らしを確保するとともに新たな土地の利活用や住宅建設などの相乗効果も見込まれる、移住定住施策の一環として検討を進める必要があると存じます。そうした中で補助制度についても移住定住を促進するための方策の一つとして他市の先進的な事例や民間業者、有識者などの意見を参考にしながら多角的に検討を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君）（登壇） 次に、敬老バス乗車証交付事業見直しによる影響についてお伺いいたします。

74歳以上高齢者にバス無料乗車証を交付し、外出を支援するこの事業については、今年度から対象年齢を74歳以上から70歳以上と引き下げるとともに利用料については無料から1乗車100円、障害をお持ちの方は50円と一部負担をいただく内容に見直しがされました。さきの議会においても年齢引き下げにより登録者数の見込みは2,800人から3,500人と大幅増が見込まれると説明がされ、一方で一部負担によりバスの利用頻度の高い方に対する負担増の懸念が同僚議員から指摘をされましたけれども、負担の公平性の観点から理解を求めるとの答弁がされたものと承知をしております。

全国での高齢ドライバーによる重大事故の発生のニュースに触れるたび、運転に不安を持つ



高齢者の免許返納に対応し、地域における足の確保、外出機会の確保を担保するためにもこの事業が継続的に実施されることが必要と、今回の一部有料化を含む見直しはやむを得ないものと理解をしているところであります。

事業見直しから2カ月が経過いたしました。お聞きをしますと、4月、5月の敬老バス乗車証対象者の乗車数は前年比いずれも約2割の減ということでございます。そこで、事業見直し後の2カ月ではありますけれども、改めて乗車証の登録者数の実績並びに対象者のバス乗車数の実績をお知らせください。

対象者を拡大してこの落ち込み、私は利用料負担によるものと考えますが、市としてはどのように考えているのでしょうか。負担を抑えるために移動手段を変更されるといったことも想定されることから、バスに乗らないことが即、外出機会が減ったとはいえるものではないとは思いますが、この事業の政策目標である高齢者の外出支援という点での考えについてもあわせてお伺いをいたします。

次に、バス事業者の経営という観点からお伺いをいたします。

ただいまお聞きをしております敬老バス乗車証対象者の乗車数減は事業者から見れば事業収入の減、委託料の減となると思いますが、仮にこの2カ月の乗車数減が1年間同じような状況とすれば、事業収入の減、委託料の減はどのくらいと見込まれるかお伺いをいたします。

市財政の立場から見れば委託料の減は歳出抑制効果と考えるところもあるのですが、事業者から見れば言うまでもなく収入の減であります。路線バス事業については経営としては赤字部門であり、この間市としても地域公共交通総合対策事業として補助金などで支援しているのが現状です。その状況にあって今回の事業見直しによりさらに赤字が拡大ということになればバス事業者の経営体力をますます落としていく。その先には減便であるとか路線の廃止といった事態も起きるのではと懸念を持たざるを得ません。

他方、市は今年度から2025年度を計画期間とする士別市地域公共交通網形成計画を策定、人口減少や少子高齢化などの影響により、生活交通の確保にかかわる各種施策を本市の現状に合わせて見直し、市民等のバス交通利用者のニーズを十分に反映させつつ、現状から将来を見据えた交通ネットワークを構築する必要があるとし、市民の暮らしを支える公共交通を確保するとしており、本市のこの地域公共交通網形成において路線バスは今後もその中核をなすものと考えます。

さらに、市民ニーズに応じた路線の見直しとして、計画初年度である今年度については士別西小学校統合後の通学手段として市内循環線の活用により、西回り線通年運行、スクール線の路線新設が実施されているところであります。この先もこの計画に基づいた路線の見直しも想定されているところであります。

であるならば、さまざまな見直しにあっては、当然バス事業者の経営に注視する必要があると考えます。今年度の路線バス運行補助を含む地域公共交通総合対策事業に係る補正予算の審議は今後の議会とはなりますが、これまで申し上げた点からも補助金算定基準の見直しを含む

対応も必要となるのではないかと考えておりますが、市としての考えをお伺いし、この質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

私から事業の利用状況と外出機会の確保などについて答弁申し上げ、路線維持の方策などについては総務部長から答弁申し上げます。

初めに、敬老バス乗車証交付事業の本年度の実績についてです。

まず、登録者数については、昨年度末で2,945人のところ、6月6日現在で3,203人と大きく増加しており、そのうち対象年齢が拡大となった70歳から73歳の方は220人となっています。延べ乗車数については利用者の年齢区分の把握はできませんが、昨年度同月と比較しますと4月分では8,454回から6,719回、5月分は7,584回から6,258回となり、いずれも前年比で約8割程度の利用となっています。なお、この2カ月間の利用が仮に1年間続いた場合の事業者への影響額を推測しますと、委託料では約1,300万円の減となり、利用者からの運賃収入を含めた事業収入では約600万円の減となります。

利用者が減少した要因については、天候や気温といった季節的なものやバス時刻の設定、デマンドバス化などの運用変更のほか、負担を抑えるために移動手段を変更することなど、さまざまな要因が考えられますが、28年以降は総じて減少傾向にある中、路線によっては増加している部分があるなど一概には言えないことから今後の利用実績などをさらに分析していかねばならないものと考えています。

また、外出機会の観点からは、いきいき健康センターや市立病院など高齢者が利用する公共施設などの利用状況に大きな変化はないことから判断いたしますと、現段階では敬老バス事業の見直しにより高齢者の外出機会が大きく減少したということはないものと考えています。

敬老バス乗車証交付事業の見直しについては、バスが今後も高齢者の外出支援施策として大きな役割を担っていくという認識のもと、この制度を持続可能なものとすることやバス停から離れたところにお住まいの高齢者の外出支援を充実させていくことなどを目的に地域公共交通網形成計画策定の中で対象年齢の拡大と一部有料化を行ったものでありますことから、今後も利用者の動向を注視する中で、多くの方に利用いただけるよう周知に努めながら、計画に基づきさらなる外出支援の充実に取り組んでまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） 私から地域路線バスの補助基準見直しについてお答えします。

従前の国の助成制度は補助対象をバス事業者として赤字補填を目的に国や市町村がそれぞれの補助率に応じ支援をしてきましたが、平成14年の制度改正によって国の補助対象が赤字路線かつ広域的、幹線的な路線に限定されてきた経過があります。その後、規制緩和によって需給調整が廃止されるなどバス事業者を取り巻く環境は厳しさを増してきたところです。

そうした中、市では国の補助対象とならない路線維持も含め、市民生活に欠かせないバス路線の維持存続に向け、市内循環バスや農村部のデマンドバスへの支援などさまざまな施策を展開し、年間約1億円を支出している状況にあります。今後はこうした地方バス路線のみならず、地域公共交通網形成計画を基本として立地適正化計画や新たに策定するまちなか未来計画と連携した総合的な公共交通体系の確立に向けた支援制度の構築に取り組んでまいります。

また、（仮称）まちなか交流プラザを拠点とした市内周遊の交通結節機能の整備を初め自動運転走行やAIの活用に向けた調査・研究などバス事業者や関係機関と連携した新たな技術の導入も含めた多様な交通施策の構築とあわせ、多くの市民が一元的に利用できる公共交通網の整備を目指し、国の補助制度などを有効に活用した制度設計についてさらに検討を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 再質問いたします。

バスのほうの補助金の関係でありますけれども、路線バスの維持の関係については先ほどもありましたとおり国・道の補助金を得た後のいわゆる赤字路線の部分について2分の1だとか補助率を決めて市としては補助しているという状況であります。

今回の先ほど質問で触れております西回り線などについては、昨年度ももちろん冬期間だけであっても赤字路線として補助している路線でありますけれども、今回の西小学校の統合後の対応などで通年あるいは路線の見直しもしているということでもありますから、そういった意味では事業者の経営から考えれば、そもそもが赤字路線のところを今回のいろんな市としての公共交通維持のために見直しにおつき合いをしているという言い方まではしませんけれども、そういった部分で今後も含めてさまざまな御協力をいただかなければいけないという状況だろうかと思っています。

そういった部分では、具体的に言いますと西回り線の路線バスの路線見直し等については、お聞きすると例えばバス停の新設であったりとか、さまざまな設備投資にかかわる費用もかかっているということもお伺いしておりますので、ぜひ今後の補助金の見直しについては、今後やはり路線だけを見直す、事業所においてはバス等の設備投資に係る費用もございませう。そういった部分もしっかりと状況を確認する中での補助制度の見直しというものが必要なのではないかと考えますが、その部分についての考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 西川議員の再質問にお答えいたします。

今回の路線の見直しに当たりましては、議員お話しのとおり西小学校の閉校に伴った路線、スクールバスの混乗という取り組みもしております、そういった中ではスクールバスの委託料もまた新たに300万円という予算化をしているという実態もございませう。

今後、多寄地区もこれからデマンド化に向けた検討も含めて進んでいきますが、そういった

中でもどういうふうに使って利便性を高めながら使い勝手がよくて利用が増えるような、そういった方策というのはやはり引き続き検討していかなければならないだろうと思っております、そういった中では公共交通という意味では、地域にこのバス会社というのは非常に重要なものというのは当然認識はしておりますし、あわせて他の資源、そういったものも組み合わせる中で、市民から見てどういった交通機関を組み合わせることによってより利便性が上げられないかという視点も含めて検討が必要なのかなと思っております。

議員の御指摘の中には、例えば設備の投資ということもございました。新たな交通体系という意味で申し上げますと、我々全国市長会等々を通じて新たな交通システムの構築、それから交通系のICカードの活用、こういったこともぜひやっていくべきだということで提言をしております。その中で、例えばですけれども、今回の敬老バスの有料化、ワンコインでという意見の中では、やはりより多くの方に使っていただくということであれば1日券のような形で100円で全部乗れるということとはできないのかという意見もあった中で、やはり現実的には乗りかえのときに確認方法を含めて非常に難しいという結論に至った経過もございます。ただ、これがカード化になって、そのカードの利用実態を見ていくと、どの時間帯にどの地区の人が病院に行く人が多いと、そうなってくればバスの路線形態自体もそのニーズに合わせて見直していける。我々が次の世代で検討していくべきものはそういう方面なのかなということで今、我々だけではなかなか実現難しいということでは、そういった企業ですとか研究機関とも意見交換しながら何とかそういった施策の構築に向けて議論もしている中です。

そういった中でいうと、例えばそういったものを全て企業が最初から用意してというのは現実的に難しいと。そういった部分はやはり行政が先行投資のような意味で助成をしていくというのは当然あり得るだろうと思っておりますし、そういったさまざまな方策をこれから具体的に検討していきたい。その中で議員御提言のようなバス会社の経営にも資するような全体を見た中での制度設計というものが必要になってくるだろうということを考えておりますので、御提言の趣旨を踏まえて、さらに協議をしてまいりたいと存じます。

以上です。

---

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後3時08分散会)